Japanese Journal of Applied Psychology
2010, Vol. 36, No. 1, 26-55

特　集

日本応用心理学会主催：公開シンポジウム

目撃証言・供述は信用できるか

―裁判員制度と応用心理学―

企　　画　田之内厚三（麻布大学教授）
司　　会　細江達郎（岩手県立大学教授）
話題提供者　厳島行雄（日本大学教授）
　　伊東裕司（慶應義塾大学教授）
　　藤田政博（政策研究大学院大学准教授）*
指定討論者　伊藤芳朗（クレスト法律事務所・弁護士）
　　齊藤　勇（立正大学教授）

このシンポジウムは，平成21年12月5日（土）　午後1時30分～午後4時に，駒澤大学で開催されました。

■理事長挨拶と企画主旨の説明

総合司会者・木村友昭（エム・オー・エー健康科学センター研究員）：前の方の席が空いておりますので，前の方からおかけください。開会に先立ちまして皆様にお願いがございます。携帯電話をお持ちの方は，電源をお切りになるか，またはマナーモードに設定いただきたいと思います。着信音が鳴らないようにお願い致します。また，通話は会場の外でお願い致します。

皆さん，こんにちは。時間がまいりましたので，ただいまより日本応用心理学会主催の公開シンポジウム「目撃証言・供述は信用できるか―裁判員制度と応用心理学―」を開催いたします。本日はたくさんのご参加をいただき，有難うございました。まず，最初に皆様方にお詫びを申し上げなければなりませんが，急遽，会場が変更になりまして，ご迷惑をおかけし，大変申し訳ございませんでした。当初予定しておりました会場では，準備段階でいろいろな不

話題提供者と指定討論者・一同

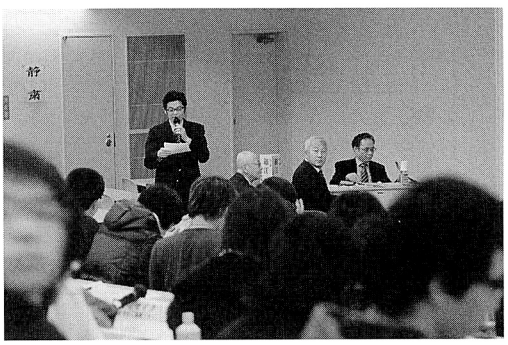

総合司会・木村

* 現所属は関西大学社会学部准教授

森下理事長

都合が出てまいりましたので，やむなくこちらの会場に変更させていただきました。あとでお知りになった方々にはご不便をおかけしないよう，十分な手配をしておりますのでご安心ください。それでは，最初に日本応用心理学会の理事長である帝塚山大学の森下より皆様にご挨拶を申し上げます。

日本応用心理学会理事長・森下高治（帝塚山大学）：皆様，こんにちは。理事長を仰せつかっております，帝塚山大学の森下でございます。本日は一般の皆様，そして大学院の院生，そしてまた学部の学生の皆様，そして会員の応用心理学会の皆様，ご足労をいただきまして本当に有難うございます。朝はちょっと東京は晴れていましたが，もういまは曇りで，雨が少し降り始めておりますが，たぶんこのシンポジウムが終わるころまでには，きっと雨の方もあがるかと思います。

今日は，この日本応用心理学会の公開シンポジウム「目撃証言・供述は信用できるか」という身近なテーマにつきまして，５人の先生方をお呼びしております。いずれの先生方も各方面でご活躍されておりまして，マスコミにもよく登場される先生もいらっしゃいます。皆さんもご記憶にあるかと思います。

本日のテーマであります裁判員制度自体，皆様もマスコミ関係，テレビや新聞でもよくお聞きになっておられますように，たとえば，危険運転致死の問題とか，あるいは無差別殺人，あるいは放火とか，最近では，DV に耐えかねて夫を金属バットで殺害するとか，そういう事件が多発しております。また，冤罪の問題，これも非常に大きなテーマであります。少し個人的なことを申し上げますと，実は，私の妻も裁判員候補者に入っておりまして，また私の弟も，かつては公務員でありましたが，いまは定年を迎えて，裁判員の候補者に入っております。さらには，私が関係しておりますカウンセリング関係の職場の部下といいますか，同僚でもあります女性カウンセラーも候補者になっております。本当に，私のまわりでも３人が候補者に入っているということで，裁判員制度は非常に我々にとっても身近な問題であります。今日は先生方をお招きして，皆様方と一緒に勉強させていただきたいと思います。

本日のシンポジウムの会場は，とくに駒澤大学の谷口先生のお計らいで，非常に素晴らしい場所をお借りすることができて，お礼を申し上げます。また，企画にあたりましても，麻布大学の田之内先生はじめ各委員のご尽力で，こうした活気あるシンポジウムが開催できまして，感謝申し上げます。それでは，先生方，どうぞよろしくお願いいたします。本当に，よいシンポジウムができますようお祈りをいたしまして，私の挨拶とさせていただきます。

木村：森下理事長，有難うございました。続きまして，今回の公開シンポジウム開催にあたりまして，その企画主旨について，企画委員会の委員長である田之内より説明させていただきます。

企画委員会委員長・田之内厚三（麻布大学）：それでは，今回のシンポジウムの企画主旨についてご説明したいと思います。この８月３日から，ついに東京地裁で第一号裁判が始まりまして，今日で 41 地裁，約 80 件の判決が言い渡されたそうですが，この間，この裁判員制度につきましては，様々な問題点が指摘されております。たとえば，①被告や被害者の家族，近所の人の証言と警察の取り調べのときの供述が異なっていた場合，裁判員は判断に苦しむのではないか。②検察官や弁護人の口調や表現が裁判員の判断に影響するのではないか。しかも，それを聞いていた裁判員のうなずき方とか，あるいは表情が他の裁判員に無言の圧力を与えることもあるのではないか。③また，被告自身のしぐさや表情も裁判員の心証に影響するのではないか。④そして，裁判員によっては，事件について強い予断を抱いている場合もある。こうしたことで，裁判員は，本当に客観的な事実にだけ基づいて判断できるのか，という疑問が投げかけられております。

ところが，実は，こうした問題は，もともと心理

学の分野では，従来から多くの研究者によって議論されてきたテーマであります。ただ，今回は，それが裁判という場面でクローズ・アップされたというわけであります。裁判員が感情的な言葉にさらされたり，判断材料にしてはいけない情報に接して，合理的な判断ができなくなる可能性については，従来から認知心理学や社会心理学の分野では，多くの研究者が高い関心を寄せている研究テーマであります。また，目撃証言や供述で，ねじれ現象とか，思考のバイアスがみられるといったことも，心理学の世界では，“記憶の有意味化”や“集団圧力”といったテーマで，よく取り上げられております。ただ，こうした知見は，あくまでも心理学の専門家だけで語られておりまして，広く法律の実務家の人たちにまで応用される，といったケースは非常に少なかったのが現実であります。そこへちょうど裁判員制度が始まったわけです。企画委員会としましては，こうした心理学の知見を，裁判員制度の持つ問題点にどう生かせるのか，目撃証言や供述，自白による冤罪を防ぐには，どのような工夫が必要なのか，ということをみんなで考えてみようというのが，このシンポジウムの企画主旨であります。

人間の記憶や観察力というのは案外当てになりません。同じものを見ていても，各人の受け取り方は様々です。悪意はないけど，文脈を入れ替えて相手に伝えたり，あるいは，いるはずのない人物が登場してきたりして，伝える情報が歪んでいる可能性は多々あります。心理学では，それが人間の認知であると考えております。裁判員制度では，そうした人間の心の癖を理解したうえで，客観的な事実を積み重ねていって，真実にたどり着くといったふうに，少しずつ外堀を埋めていくという作業が大事ではないかと考えております。

せっかく国民の司法参加が実現したわけですから，それをさらに良い方向に進めていくために，応用心理学はどういった点で貢献できるのか？　心理学の研究成果を司法へどのように応用していくのか？　そのつなぎ，橋渡しを模索してみようというのが，今回の公開シンポジウムの目的であります。参加者皆様方の活発な議論を期待しております。

木村：有難うございました。それでは，これより公開シンポジウムに入りたいと思います。司会の岩手県立大学の細江先生，どうかよろしくお願いします。

■開会宣言と構成員の紹介

司会・細江達郎（岩手県立大学）：本日は本当に，多くの皆さんがお集まりいただいたこと，司会者といたしましても，とてもうれしく思っております。岩手県立大学に勤めております細江と申します。よろしくお願いいたします。

このようなタイムリーな企画に加えて，素晴らしい話題提供者，指定討論者の先生にご協力いただき，司会者として本当に光栄に思っております。私も犯罪心理学を若干研究しておりますが，裁判員制度自体につきましては十分考察したことはないので，今日は皆さんとともに勉強したいという立場であります。

すでに企画主旨に関しましては説明がありましたので，改めてお話しいたしません。さて裁判員制度が導入されるということについては，これまで様々な議論がありました。それらの論点に関しましても，私ども応用心理学の視点から，多くの貢献ができるのではないかと思っております。もともと裁判というのは人間の営みでありますから，人間の営みである限りは，心理学が関わっているはずであります。したがって，心理学一般はもとより，とくに応用心理学として寄与でき，また今回そういう方向で論議ができるものと期待しております。今回のシンポジウムは「目撃証言・供述は信用できるか」というのが主題でありますが，これをめぐって裁判員制度そのものも広く議論されるだろうと思っております。よろしくお願いします。

今回，この議題に最も適切な３人の話題提供者

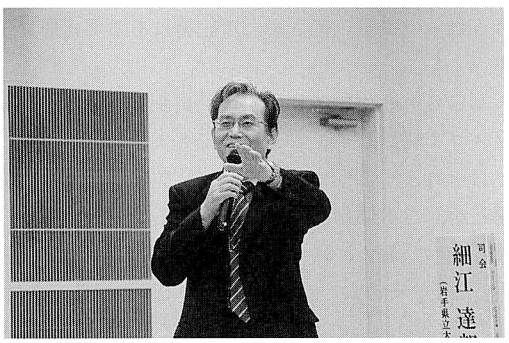

司会・細江

と，その話題提供者の内容に触れてコメントをいただく２人の指定討論者のご参加をいただいております。改めて深くお礼申し上げます。私のほうから話題提供者３人の先生方と指定討論者２人の先生方のご紹介をさせていただきます。皆さん，ご存じの方も多いと思いますが，最初の話題提供者は，日本大学教授の厳島行雄先生であります。先生は日本の目撃証言研究において，日本だけではありませんが，最も刺激的な影響力のある先生であります。その関心は目撃証言に関する様々な研究と提言，直接裁判に関与する応用的活動など多方面にわたっておられます。先生には，目撃証言の心理学の立場から「目撃証言の誤りの原因を考える」というテーマでお話をいただくことになっております。２番目の話題提供者は，慶應義塾大学教授の伊東裕司先生であります。先生は，心理学の中で発展著しい認知心理学の分野でご活躍なさっておられます。とくに記憶と言語の認知心理学という視点で研究されておられます。そういう視点から，認知心理学の司法，裁判への応用に関して興味を持たれて，たくさんの研究をなさっておられます。「裁判員の判断における感情と直感」というテーマで興味あるお話をしていただくことになっておりますので，よろしくお願い申し上げます。３番目の話題提供者は，政策研究大学院大学准教授の藤田政博先生であります。先生は，もともとは基礎法学がご専門でありますが，厳島先生との共同研究などから裁判における心理学について関心を持たれ研究されており，その意味で，本日のテーマに大変ふさわしいお話がうかがえるものと期待しております。話題提供の内容は「司法制度運用者における心理学の位置づけと，裁判員制度・被害者参加制度が心理学研究にもたらす新たな研究の可能性について」というテーマであります。

さて，３人の話題提供にコメントをいただく最初の方は皆様ご存じの方も多いと思いますが，東京弁護士会所属の伊藤芳朗先生です。伊藤弁護士には平成15年２月１日にこの駒澤大学で応用心理学会の公開シンポジウム「少年犯罪の今日的課題」の話題提供者として「改正少年法による少年犯罪の捉え方」のテーマでお話いただきました。私も指定討論者として参加しておりました。弁護士のお立場で大変有意義な提言をいただきました。その節は有難うございました。伊藤弁護士はオウム真理教被害対策弁護団のほか，子どもの人権，被害者支援など幅広い立場でご活躍されておられます。指定討論者として裁判員制度の現状を踏まえて，法律実務家からのコメントをいただきます。もう１人の指定討論者は，立正大学教授齊藤勇先生です。先生のご専門は対人心理・ソーシャルサポートの比較文化的研究などでありますが，先生は研究者以外の一般の方に心理学の成果をいかに広め理解していただくかに心を配り，本当に多くの著作があります。先生は「対人心理学からのコメント」ということになっておりますが，先生の様々なご活動からユニークなご指摘をいただけるものと思っております。

それでは，いまちょうど13時45分ですので，30分弱，それぞれお話ししていただければ，よろしいかと思います。それでは最初は厳島先生にお願い致します。よろしくお願いします。

■話題提供

目撃証言の誤りの原因を考える

厳島行雄（日本大学教授）

●はじめに

ただいま紹介にあずかりました日本大学の厳島です。こういう機会を与えていただいて大変感謝しております。私の専門は目撃証言の心理学ですが，最初は，このような領域の仕事をすることになるとは考えてもいませんでした。本当に偶然です。こういう世界があるということを知り，さらに，そういう世界で仕事をしてきて―この話は後ほどお話しますが―，なぜ目撃証言なのか，なぜこれを取り上げなければならないのか，ということをまずお話しした

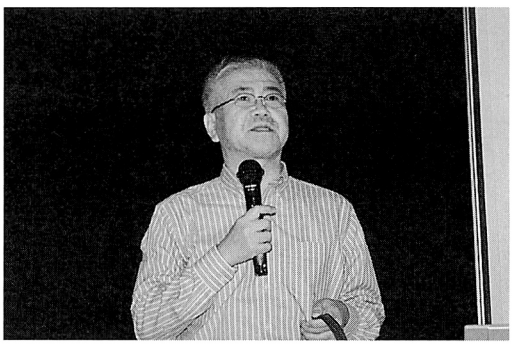

話題提供者・厳島

いと思います。

たとえば，事故や事件に遭遇した人がいる。これらの人は，捜査上，非常に重要なわけです。もし目撃者が犯人を見ていれば，名乗り出てくれて，犯人の特徴を述べてくれる。また，場合によっては，写真の中から「私が見たのはこの人です」と言ってくれるわけです。これは非常に重要な証拠になります。したがって，捜査の側も「目撃者をいま捜しています」といったことをニュースで報道したりします。また，実際，街を歩いていると，交通事故が起こったという看板があって，「何月何日，何時頃，ここで事故がありました。目撃者を捜しています」という看板を目にすることもあります。そのとき，目撃者がちゃんといて，きちっと記憶があり，その記憶が正確であれば，何ら問題は起こりません。ところが，残念ながら目撃者が誤ってしまうということが過去，多くあるということがわかっています。目撃者が誤ると，これは困ってしまうことになります。二重の意味で困ってしまいます。1つは，もし間違っていたら，何もやっていない無実の人を犯人として捕まえてしまうことになります。しかも2つ目に，本当の犯人は大手を振ってどこかを歩いている。もしかすると，また次の犯罪を犯すかもしれません。そういう意味で，目撃証言が誤ると二重の悲劇が生まれます。私が扱っている事件は，刑事事件がほとんどです。いわば，国が国の名前によってわれわれの自由，犯人の自由を奪うわけです。そういうシステムです。したがって，誤判というのは，実は「国が誤った」ということになります。

●目撃者識別による誤判の実情

では，そういう誤判は，実際にはどのくらいあるのか。ここにあげたのは，ラトナーというオハイオ大学の院生が学位論文でまとめたものです。

これらのリストは，1900年代に誤判とわかった事件を集めた人たちのリストですがそれらをラトナーが全部まとめて分析し直したものです。ラトナーは300件以上のデータを集めておりますが，その中でいろいろな情報が揃った205件を分析対象にしました。アメリカだけで，これだけ多くのケースがあります。その内容を見てみると，なぜ間違ったのかということに関して，目撃者識別が何と205件のうちの100件を占めています，全体の約半分です。これはすごい数字です。もちろん，証人の偽証とか刑事裁判所当局者の怠慢とか，純粋な誤りとか，何ら意図されていないのに誤った，そういうことも起こります。それから，強制された自白もありますが，裁判が誤る理由は，圧倒的に目撃者が間違ったということであります。私は，これを見たとき，すごく驚いて，そんなに大きな数字で本当に信用できるのかと思ったくらいです。

ところが，そういう報告がその後，次から次へと出てきます。

例えば，これはアメリカの国立司法研究所の報告ですが，刑務所に入っている人たちの中には，自分たちはやっていないと主張する人たちもいます。そういう場合は，その人たちのDNAを採取し，分析することで，その事件で犯人のものとされる体液とか証拠とマッチングさせればいいわけです。一致すれば犯人ということになりますが，一致しない事例がどんどん報告されました。その一部が実はこれです。そこで，「どうも犯人ではない人が結構いるのではないか」という話になってきました。さらに，ウェルズらの研究報告で―この人たちは目撃証言の研究を精力的にやっている心理学者ですが―，この28の報告にさらにその後に報告された12件を足して40件を分析しました。すると，90%に当たる

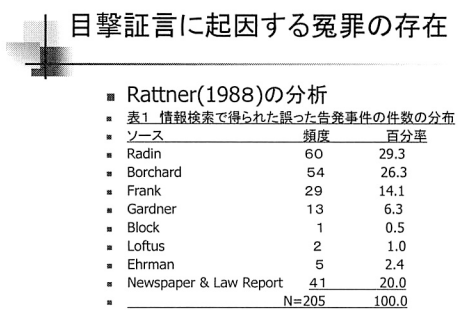

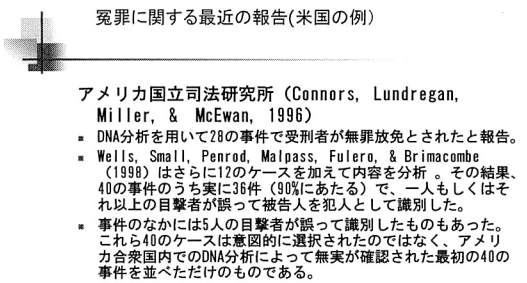

36件に目撃証言が絡んでることがわかりました。しかも誤った目撃証言です。90%です。これは，まさに驚くべき数字です。しかも，これは，偏ったデータを対象に分析をしたわけではなくて，最初から時系列的に出てきたケースを40ケース集めて分析したら，そういう結果になったものです。驚くべき数字です。

さらに，最近，アメリカでは“Innocence Project”というプロジェクトがありまして，そこでは，実際に自分たちはやっていないと主張する人たちを救済しようという運動がアメリカで始まっています。彼らが使う方法がDNAの照合です。それで，現在，245人の人が刑務所から釈放されています。何と，そのうちの75%が目撃証言によって誤判された人たちです。これもすごいです。したがって，50%という最初のラトナーの数値は，むしろ少ないぐらいで，7割ぐらいが誤った裁判に関わっているのではないかと言えそうです。残念ながら，日本では，もちろん個別事件を扱った誤判に関する研究もありますが，系統的な研究はほとんどなされていないと言えるでしょう。もちろん，アメリカでも素晴らしい研究ができているかというと，実はわかってない部分も多い。実際の犯罪で，どのくらいのケースで目撃者識別が誤っているのか，これは本当に未知数です。これからの研究を待たなければなりませんが，わりと高い確率で誤るということをわれわれは知っておく必要があります。

●目撃証言の研究に関与することになった事件

私がこの世界に入ったのは，いまから20年くらい前ですが，最初に関わるきっかけになった事件というのが自民党本部放火事件であります。そのときの主任弁護人が私に電話をかけてきました。何人かの著名な心理学者にも電話したそうですが，断られて，たまたま私が出まして，私は人がよいものですから，「話くらいだったら聞きますよ」ということで，うかがったのがこの事件です。詳細はあとでお話ししますが，その事件で初めて鑑定というのをやりました。鑑定の「か」の字も知らないのに，やってしまいましたが，ずいぶんその主任弁護人から教育されましたし，法律の世界の話もいろいろと聞きました。それで，実際，何か心理学は役に立てそうだという印象を持ちました。それまでは，私は基礎の心理学の領域にいる人間だと思っていましたが，まさにここから，私の目撃証言心理学の仕事が始まったというわけです。それを契機に，いろいろと鑑定の依頼がきました。たとえば，皇居迫撃砲事件の目撃者の証言の信用性，それから，最近亡くなった三浦和義さんの事件でも鑑定書を書きました。また，布川事件や，最近注目されている飯塚事件，それから北海道の晴山事件，この晴山事件は今日の話題提供者の藤田さんと一緒に共同鑑定をやりました。それから帝銀事件，名張毒ぶどう酒事件，三崎事件などの再審請求事件など，これまでいろいろな事件で目撃証言の信用性に関わる心理学鑑定をするようになりました。

それで，先ほどの自民党本部放火事件のことですが，1984年の夏，自民党本部が当時の過激派集団によって攻撃を受け，本部が燃えてしまいました。それは，当時の政権担当政党のビルが放火されたということで，当然，公安事件ということになります。自民党本部放火事件というのは，自民党本部の横に中華料理店がありまして，そこの庭に三菱キャンターという車を停めて，そこから自動式の火炎放射器で自民党の建物に向けて火炎を放射したという事件です。その後，犯人は逃亡するわけですが，その逃走車両が，総武線の信濃町駅から南方向の青山に出る途中の権田原交差点で左折しようとしたところを，その交差点にある交番の立ち番勤務をしていた警察官がたまたま助手席に乗っていた人物を目撃したというのです。そして，目撃者である警官は，2週間後に，三百数十枚の写真の中から「私が見たのはこの人物です」と言って，ある1枚の写真を選び出しました。ところが，被告人は，そんな車に乗ったこともないし，その晩は埼玉の方の民宿というか旅館で勉強会をしていたとアリバイを申し立てています。そこで，弁護団は，その警察官の目撃証言が果たして信用できるのかどうかを鑑定してほしいというのです。走行中の車の助手席に乗っている人物を左折する間に目撃しただけで，2週間後にまでその顔の記憶が正確に残っていて，正しい識別ができるのだろうか，という疑問が弁護団にはあったのです。ただ，鑑定というのは初めての経験で，一般の心理学者が聞くことのない業界用語を知るようになりましたし，目撃者が供述した調書を真剣に読むようになりました。たとえば，員面（司法警察員が書

いた書面）とか検面（検事が書いた書面）とかいう供述の記録を渡されるわけです。それを読むと，その助手席に乗っていた人物が非常に詳しく記述されていました。たとえば，「えらが張ったような顔をしていました」「唇は薄かったです」「髪は額にかかっていない」「眼鏡はかけていません」と。衣服の色まで書かれていました。私は，それを読んで，「こんなに詳しいなら間違いないじゃないですか？」と，いまから思うとちょっと背筋が寒くなるようなことを弁護人に言いましたが，そのくらい詳しく書かれていました。しかし，弁護側は，「いや，とにかく本人はそこにいなかったと言っている。非常にそれを強く主張している」と言います。では，どうすれば，その警察官の証言の信用性を鑑定できるのだろうか，といろいろ考えました。

●目撃証言の信用性をどのようにして鑑定するか

警察官が目撃したという当時の車はもうなかったのですが，これがバン型のライトエースという車でした。そこで，実際にバン型の車を借りてきて，たくさんの学生さんを被験者にして，実際に警察官が見たように，見てもらおうということを考えました。しかも，このときの目撃者というのは，目撃時に「覚えよう」というような意図がないわけですから，そういうところもきちんと演出しなければなりません。本当の目撃者が見たようなかたちで，これをシミュレーション実験とか模擬実験と私は呼んでいるのですが，そういう実験をやってみようということになりました。そして，見てもらった学生たちの記憶能力も視力も，その目撃者である警察官と変わらないならば，もし学生たちが何百枚もの写真の中から正しく，その車に乗っていた人物を識別できる，つまり正しく選ぶことができれば，たぶんそれは正確な目撃証言ということになります。反対に，もし，そういうことができなければ，何かその証言には問題点があるのかもしれません。ということで，実際に実験をやりました。四十数名の学生さんを２日に分けて，詳細は省きますが，いくつかの状況を設定して，見てもらいました。そして，２週間後に再び呼び出し，最初はインタビューで「ちゃんと覚えていますか？」と尋ねました。それから，車に乗っていた人物についてかなりシステマティックに聞いていきました。実は，こういう聞き方にもいろいろな方法がありまして，バイアスをかけたり，また写真帳の作り方や見せ方によっては，さっき田之内先生がおっしゃっていたように，いろいろバイアスがかかります。したがって，そういうこともなるべく避けて，フェアな方法で実験をやりました。写真は百数十枚，きちんとした綺麗な写真をバイアスのかからないようにフェアに作りました。それらの中から実験車両の助手席に乗っている人物を選んでもらおうというわけです。ところが，結果は誰も当たらなかった。しかも，三十数名の被験者，いわば目撃者ですが，この人たちの供述というのが，とてもじゃないですがＹさんのように詳しくありません。見た人物がどんな人物かもわからない。だいたい自動車に人が乗っていたかどうかも覚えていない。「どんな車が気になりましたか？」と尋ねると，「黒いベンツに乗った変なおっちゃん」とか，そういう程度です。では，一体，Ｙ証言は何なのかということになります。実は，Ｙさんは警察官で，その車に関しては，勤務している警察署ですでに，逃走車両とされている助手席のところに「高松運輸」と書いてある車両の写真を見せられているのです。そして，それを見てから事件当夜のことを思い出したと言います。ですから，Ｙ氏の記憶は本当に目撃した車の記憶なのか，それともその写真の記憶なのか，つまり目撃時に作られた記憶なのか，写真を見てから作られた記憶なのか，これは識別できません。弁護団は実験結果を見て，非常に心強く感じて，私に「鑑定書を書いてください」と言いました。鑑定書なんて書いたことがないものですから，「どういうふうに書けばよいのか？」と聞きましたら，「論文のようなかたちでいいです。ただ，裁判官も検察官も弁護人も素人だから，わかりやすく書いてください」ということで，解説をつけましたら，どんどんどんどん厚くなりまして，最終的には非常に分厚いものになりました。まぁ，そういうかたちで，私は最初の裁判に参加しました。さらに，その鑑定書を書いたら，今度は，「証拠にしたいので，先生，証人になってください」と言われました。「証人ってなんですか？」「裁判所へ行って証言するんです」「そんな話は聞いていませんよ」といったやり取りがありましたが，結局，私は弁護側の証人になり，法廷に立つことになったのです。

●証人台に立ったときのエピソード

裁判というのは面白いものです。今日は，弁護士の先生もいらっしゃるので，またあとで聞いてほしいのですが，「反対尋問を通して真実がわかるのか？」という考え方があります。つまり，私は弁護側の証人ですから，検察側の反対尋問を受けて，それで，裁判官が自由心証といいまして，法律と良心に従って，他の何ものにもとらわれないで心の証を作っていく，“自由心証主義”といいますが，「あぁ，この証人は話が一貫しているし破綻もない。そういう人物の識別だから間違ってなさそうだ」ということであれば，たぶん信用してもらえるというわけです。そういう仕組みになっています。私は，そういう仕組みを知らないものですから，「いいですよ」と安請け合いをして出て行ったら，検察官は相当勉強してきたらしく，反対尋問もいろいろありました。まず驚いたのは，裁判官は結構高い所に３人いて，私は裁判官の方を向いて話さなければならないのですが，どうしても，検察官から質問を受けると，そっちの方向を向いてしまいます。私は，よく親から「ちゃんと人の顔を見て話しなさい」と言われたものですから，検察官の方を向いて話をすると，検察官に怒られて，「裁判官の方を見て話しなさい」と言われたりもしました。面白かったのに，こういう質問がありました。「証人がやった実験とかいうのは，対象は学生さんですね？」「はい，そうです」「ところが，目撃者は警察官です。警察官は日頃から怪しい車や怪しい人物を見ると，よく注意するように言われておりますが，学生さんはそういう訓練がされていないのではないですか？　学生を対象として選ぶのはおかしいのではないですか？」と言います。私は，このときばかりは，きちんと論文を読む癖をつけておいてよかったと思いました。実はイギリスの研究で，そういう顔を覚えるトレーニングをしたグループと，そうではないグループを比較すると，条件によっては，トレーニングをすると顔を覚える成績が悪くなるという研究があります。バデリーという有名な先生がやった研究ですが，それを検察官に言うと，検察官も「う〜ん」と唸って，「はい，次にいきます」と進んでいきました。「あー，知っていてよかった」ということです。勉強は必要だなと痛感しました。この裁判には，私以外にも，３人の心理学者が法廷に立ちまして，当時は花園大学の浜田先生（現，奈良女子大），慶應大学の増田先生，それから，早稲田大学の富田先生で，それぞれ違うテーマではありましたが，４人もの心理学者が証言台に立ったということでも有名になった裁判でもあります。結局，この裁判は弁護側が勝ちました。検察側は十分証明できなかったということです。ところが，この事件は，直接犯行に関わった人を目撃したという以外に，使用された自動式の発火装置ですが，それに使われている電磁弁という特殊な装置がありまして，それを事件の１カ月前に売ったという店員さんが見つかりました。警察が事件発生の２カ月後にその人に，やはり写真帳を見せたところ，Ｙさんと同じ人物を指差しました。そこで，今度は検察から控訴がありまして，東京高等裁判所で争うことになりました。そのときにも，おそらく，その目撃証人が問題になるだろうということで，その鑑定もすることになりました。その鑑定には，今日もここにいらっしゃる伊東先生にも参加していただき，あと濱田先生や，４人で共同鑑定することになりました。その内容は“Japanese Psychological Research”や“季刊　刑事弁護”に論文にして掲載してあるので，機会があれば読んでいただければと思います（著者は仲，伊東，厳島）。そういうことで，目撃証言の仕事が始まりました。

●目撃証言研究の歴史

この写真の真ん中の人がワシントン大学のエリザベス・ロフタス教授で，右にいるのが北海道大学の仲さんで，私は左にいます。

実は日本でも目撃証言の研究がないわけではありません。ロフタス先生は私の目撃証言研究の恩師で

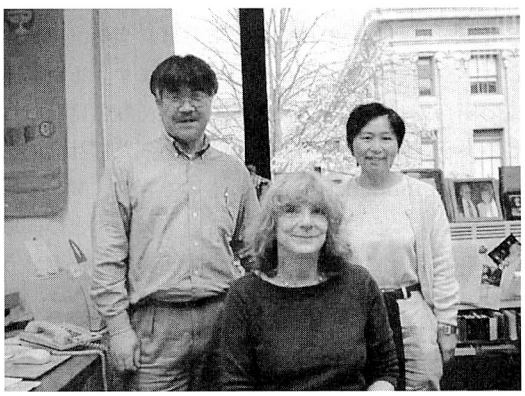

す。彼女はこの領域の研究を切り開いた第一人者です。彼女の1970年代の研究が引き金になって，その後，多くの研究が生まれてきました。たとえば，植松先生は，東北大学の法学部を出て，検察官になり，日大の心理を出て，最後は一橋大学の先生になりましたが，彼は1960年代から結構面白い研究をたくさんしています。ただ，いまから見ると，実験としての統制の甘さなどが目につきますが，そういう研究者が輩出した歴史が日本にもあります。西洋では，あの有名な知能検査を作った（19世紀末から20世紀初めに）アルフレッド・ビネーも子どもの暗示性の研究をしたりしています。したがって，歴史はすごく古い。とくに応用心理学に関しては，ヒューゴー・ミュンスターバードというドイツの心理学者がいまして，彼は「応用心理学の父」と呼ばれて，彼をハーバード大学に招いたのがウィリアム・ジェームズと言われていますが，その彼も“On The Witness Stand（証言台にて）”というエッセイを書いており，いかに心理学が法律の世界に役立つか，問題解決に役立つかを述べています。ですから，非常に長い歴史があります。ただ，アメリカでも欧米でも，研究が盛んになったのは1970年代以降でした。そして，今日に至るまで非常にたくさんの研究が行われてきています。法と心理を研究領域とする学会も70年代にはアメリカ，80年代にイギリス，90年代にオーストラリアに設立され，日本は2000年代に学会ができました。「法と心理学会」という名前です。

●目撃証言の誤りの原因

目撃証言の仕事を始めると，実は非常にたくさんの研究があることがわかります。子どもが目撃者であれば当然，発達心理学が関わるし，たとえば，「目撃者が驚いた」ということであれば，当然，感情の心理学や情動の心理学が関わってきます。また陪審員の場合では，「他人の意見はその人の意見形成にどのような影響を与えるのか」といった“社会的影響(social influence)”というものも当然，関わるわけです。実は心理学を構成しているほとんどの領域が目撃証言と関わってきています。実際，そういう研究の広がりを見せています。

これは，2001年にカシンさんというアメリカの法心理学者が行った調査ですが，専門家を対象に，

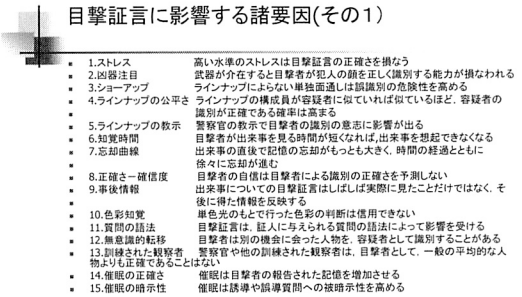

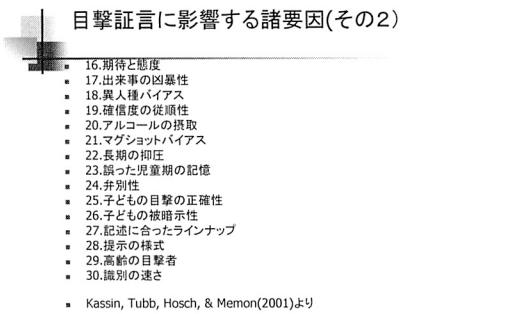

いままで明らかになってきた目撃に関わる様々な効果や事実を示し，それらの効果や事実がどの程度信用できるかという回答を求めました。そのとき，30の効果や事実に関して尋ねています。

たとえば，ストレス。皆さんも誰かに脅かされたり，交通事故に遭いそうになったとき，ドキッとすることがありますね。そういう「ストレスを感じたときの目撃証言はどれほど信用できるか」という点が研究されています。すると，「高い水準のストレスは目撃証言の正確さを損なう」と言われています。確かに，そういう情動を扱った多くの実験的研究を見ても，情動が起こらないような条件と比較すると，情動の生起は記憶成績を悪くするという結果になっています。よくなることはあまりありません。メタ分析といって，そういう研究を集めて，情動の効果を統計的に分析した結果でも，やはり同じようなことがわかっています。したがって，ここにあげたテーマの多くは支持されるものが多い。ただ，もちろん，研究領域によっては，あまり研究がなされていない領域もありますが，非常にたくさんの要因が，実は目撃証言の信用性あるいは正確性に関わっているということがわかってきております。もちろん研究されているテーマは30だけではありません。ここにあげたのは，彼らが選んだ30の要因で

すが，ほかにもいろいろあります。薬物の効果もあれば，反復提示の問題で「一度見せて，またもう1回，その人物を入れて見せると，その人は選ばれやすい」という問題もあります。つまり，正確さを保つためには「二度見せるな」ということです。さらに，28番目の項目をご覧ください。“ラインナップの提示法”という「識別での人物の見せ方をどのようにすればよいか」という問題があります。アメリカなどでは，映画のシーンなどでもよくありますが，壁に横線が入っている前に数人の被疑者を並ばせ，目撃者に「この中から選んでください」というやり方―同時提示と言いますが―をしますが，実は，あれはあまりよくないというのが最近の研究結果です。本当は，一人ずつ見せて，犯人かどうかを尋ねる方法が優れているのです。なぜかといいますと，同時に見せると，その中で似ている人を選ぶ傾向があります。一人ずつ見せると，その人と自分の頭の中にある人物像を比較します。これは絶対判断です。横に並べて見せてしまうと，相対判断になりやすい。これはよろしくない。そこで，最近，カナダやアメリカの一部の州では，その方法を採用するようになりました。

今日は，誤る要因の話ばかりしましたが，では，誤らないように，いかに正確な記憶を引き出すか，そういう研究も進んでいます。今日は時間がないので，その話まではできませんが，もしかすると伊東先生がされるかもしれません。またの機会に譲りたいと思います。残念ながら，日本では，この法と心理の領域を系統立てて研究・教育するような制度ができていませんが，いくつかの大学の先生はかなり真剣に研究・教育をやってくれておりますし，しだいに広がりも見せてはきております。しかし，まだまだそういう制度も研究者も不足している状況ですが，とにかく法的世界からのラブコールはたくさんあります。私自身は，いまも5つぐらい鑑定書を抱えています。これからは，ぜひ若い人が育ち，少しは私たちの負担を軽くしてくれると有難いと思っています。やり始めると，なかなか深い世界で，本当に勉強になると思いますので，ぜひ皆さん方も手を上げてみて下さい。

司会（細江）：目撃証言の研究を実践的に行ってこられた厳島先生のご説明は本当に興味深いものでありました。実際のエピソードなどは，まだまだうかがいたいことがたくさんあるようです。先生がこの研究を手がけられた経緯も研究者が応用分野への関わりを持つことに多くの示唆を与えていただきました。また，私にとっても，植松正先生の懐かしいお話をうかがったことも有難うございました。

それでは，次に，伊東裕司先生よろしくお願いします。

裁判員の判断における感情と直感について

伊東裕司（慶應義塾大学教授）

●はじめに

慶應義塾大学の伊東です。最初にお断りしておきたいのですが，本企画のタイトルには「目撃証言・供述は信用できるか」とありますが，今日の私の話は，目撃供述に関わる内容ではなく，裁判員制度の方に関わるものです。裁判員が裁判に参加するとき，「求められる判断というのはどういうものなのか」「裁判員はその要求に応えることができるのか」ということであります。裁判員は，公判において示される多くの証拠や証拠以外の情報，新聞・テレビなどの報道など，裁判所の内でも外でも大量の関連情報にさらされます。それらの情報の中には裁判員が判断を下すときに，材料とすべきもの，すべきではないものが混在しています。基本的には，判断の材料にすべきものは証拠に限られます。裁判所の中で提示された証拠に基づいて判断しなければならない。それ以外は，たとえば，マスコミの情報や裁判所の中で提示されたものでも，証拠以外の情報は判断の材料としてはいけないわけです。これらを適切に処理するためには，裁判員は非常に多くの認知的情報処理をしなければなりません。しかも，こうし

話題提供者・伊東

た情報処理の中には，多くの場合，矛盾する主張が含まれているわけです。それらを裁判員は適切に処理できるのかという問題を今回は考えたいと思います。もしかすると，裁判員によっては，検事や弁護士，証人など，様々な人たちが様々なことを主張するのを聞いているうちに，「めんどうだ。もう直感で判断してしまえ」などと考えてしまうことはないのでしょうか？　あるいは，法廷で検事や証人などから様々な情報を聞くうちに，被告人に対して強い怒りがこみ上げ，それによって自分の判断が乱されてしまうということは起こらないのでしょうか？　今日は，このような疑問，すなわち直感や感情が裁判員の判断にどのような影響を与えるのか，ということについて考えてみたいと思います。

最初に，私たち人間の判断には直感型と熟考型という２つの型があり，どちらの型で判断するかによって，本来，判断に使ってはいけない証拠以外の情報の影響が大きく出てしまう，という可能性について考えます。２番目に，感情の影響について，すなわち感情が裁判員の判断を歪めてしまうことがあるのか，その結果，判決が偏ったものになってしまう可能性があるのか，という問題を取り上げます。最後に，まとめに代えて，裁判員は自分の判断をどのように振り返るのか，という問題に少し触れてみたいと思います。そして，この問題から，裁判員の判断過程に関する面白い研究ができるのではないかということ，また研究の成果から裁判員制度のあり方についての提言が可能になるのではないか，ということを申し上げたいと思います。

●直感型の判断と熟考型の判断

私たち人間の認知的判断には，多くの判断材料を合理的に検討し，時間をかけて判断する場合と，時間をかけずに，適切とはいえない判断材料に基づき，あるいは必ずしも合理的ではないかたちで判断する場合があり，人間は時と場合により，いずれかの判断の仕方を採用しているという考え方は，心理学の世界では広く受け入れられています。このような考え方，すなわち熟考型の判断と直感型の判断が存在する，とする考え方は数多く提唱されていますが，ここではPettyとCacioppo (1986) が提唱した“精緻化見込みモデル”に基づいて考えていきたいと思います。このモデルは元来，説得的コミュニケーションが態度にどのような影響を与えるかについてのモデルで，説得による態度の形成は，彼らが“中心的ルート”“周辺的ルート”と呼んでいる２つのルートを経てなされる，とするものです。中心的ルートとは，説得の内容を十分に理解して，それに基づいて態度が形成される，いわば合理的な態度形成のルートです。直感型・熟考型という表現を使えば，熟考型の態度形成と言えるでしょう。周辺的ルートは，いわば直感型の態度形成のルートで，説得の内容の十分な理解に基づかない態度形成のルートです。周辺的ルートによる態度形成では，説得的コミュニケーションの内容以外の本質的ではない要素，たとえば，メッセージの送り手の外見などに影響されてしまうことが知られています。裁判員の判断も中心的ルート，周辺的ルートのいずれによるものであるのか，という見方が可能であると考えられます。中心的ルートによる判断では，本来，判断の材料とすべき証拠が十分に吟味され，それが判断に反映されるのに対し，周辺的ルートによる判断では証拠が十分に吟味されず，証拠以外の，本来判断の材料とすべきではない要素の影響を受けてしまう可能性が考えられます。

「どちらのルートがとられるか？」「直感型でいってしまうのか，あるいは熟考型の判断ができるのか」ということは，様々な要因に影響されると考えられます。時間が十分にあるかどうか，判断をする人が知識を十分持っているかどうか，あるいは，その問題に対する興味をどれくらい持っているのか，といったことに関わってきます。たとえば，新車を買おうと考えている人がいます。車に興味があり，考える時間も十分にあるという場合には，カタログを取り寄せ，走行性能や居住性，スタイル，燃費，値段などを詳細に検討して購入するでしょう。ところが，あまり車に興味のない人の場合，あるいは，車がすぐ必要で，十分に検討する時間を持てない人の場合には，おそらく上記のような検討は行わず，「雰囲気がよい」「コマーシャルがよい」「カタログがきれい」といった理由で決めてしまうかもしれません。また，個人差もあるのかもしれません。

裁判員の場合にも同じことが言えるかもしれません。裁判においても，中心的なルート，つまり提示された証拠の内容をよく理解して，証拠に基づいて適切に判断できる，という条件を整えることは可能

かもしれません。しかし，もし何らの理由で，周辺的なルートがとられやすいということになると，たとえば，「被告人の外見や雰囲気」「弁護士や検察官の外見」「弁護士がすごく堂々として立派で格好よく見える」などといった証拠以外の要素によって，裁判員の判断が左右されてしまうこともあるのではないかということが示唆されます。この周辺的なルートによる判断は，裁判員の判断としては不適切であると考えられるので，実際に，直感に頼ってこのような判断がされる傾向が顕著にみられるようであれば，裁判員制度の運用の仕方，あるいは制度自体を見直す必要もあることになります。

●直感型の判断をもたらす要因

では，裁判員裁判において，実際に周辺的なルートの方に判断を偏らせてしまうような要因にはどういうものがあるかを考えてみると，まず知識の不足が考えられます。裁判員は裁判や法律に関しては素人ですから，裁判に関する知識や法律に関する知識を十分に持っていないと考えられます。また，裁判員によっては，興味や意欲が欠如している場合もあるでしょう。裁判員は，国民の義務として，本人の意思とは無関係に裁判に参加しているので，「本当はこんなところにこないで仕事をしていたい」「忙しい時期に困る」と感じている人もいるかもしれません。さらに，提示される情報の量も非常に多く，様々な立場からの主張があったり，矛盾した情報を含んでいたりなど複雑です。時間の不足もあげられるでしょう。裁判員裁判は，多くの場合３日，長くても４日ぐらいで判決を下します。様々な情報を理解し，評議（話し合い）をする時間などを考えれば，時間的な余裕はなく，判断を急かされると感じることもあるのではないかと思われます。あるいは，法廷での緊張感や責任感も影響するかもしれません。厳島先生のお話の中にもあったように，人は緊張すると，認知的な働きがうまくいかなくなります。普段であればできている合理的な思考も，容易にできないこともあるかもしれません。このように考えると，裁判員として裁判に参加するという状況においては，裁判員に周辺的ルートをとらせ，その結果，直感的に判断させる要因が数多くあるものと考えられます。したがって，裁判員裁判において，裁判員が直感に頼ることによって不適切な判断がなされることがないのかどうか，心理学者や司法関係者は真剣に研究しなければなりません。

●判断に及ぼす個人差の影響

上記の要因に加え，直感型の判断をしがちな傾向に関連するものとして，個人差について考える必要もあるでしょう。直感型の考え方をしがちな人と熟考型の考え方をしがちな人がいるのではないか，ということです。この問題に関連して，われわれの研究室で行った実験を簡単に説明したいと思います。研究の目的は，証拠以外の情報が裁判員の判断に影響を及ぼすことがあるのか，また，この直感型・熟考型という個人差によってその影響はどう変わってくるのか，を検証してみようということです。ある個人が直感型の判断をしがちか熟考型の判断をしがちかを調べるために，Cacioppo と Petty (1982) による認知欲求という概念および認知欲求尺度質問紙という検査を用いました。認知欲求とは「努力を要する認知活動に従事したり，それを楽しむ内発的な傾向 (Cacioppo & Petty, 1982)」とされています。認知欲求尺度質問紙は，認知欲求の程度を調べるもので，高い得点は，物事を熟考して判断し決定する傾向が強いことを，逆に低い得点は，直感的に判断し決定する傾向が強いことを意味します。

実験には 101 名の大学生，大学院生（法律を専門とするものを除く）が参加しました。実験参加者は，まず認知欲求質問紙に回答し，続いて「のちに裁判員になったつもりで判断してもらう」という教示の下で，模擬裁判のビデオを見ました。裁判は，覚醒剤の不法所持で逮捕された男のもので，被告人は，所持していた薬は「友人からよく効く風邪薬だといってもらったもので，覚醒剤だとは知らなかった」として無罪を主張しています。このビデオには，真面目条件用と不真面目条件用の２種類があり，実験参加者はどちらか一方のビデオを見ました。両方のビデオは，映像はまったく同じものですが，検察官による起訴状の朗読の部分で，真面目条件用のビデオでは，被告人がきちんとした真面目な人物に，不真面目条件用では，いい加減でだらしのない人物に設定されていました。具体的には，真面目条件の被告人は「一流大学を卒業し，銀行に勤めていて，きちんと結婚している」のに対し，不真面目条件の被告人は「高校を中退し，勤めを転々として現在は

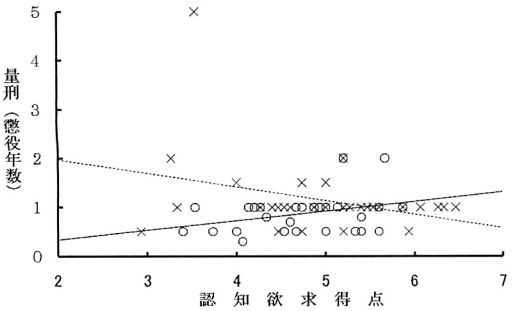

図1　真面目条件，不真面目条件における認知欲求得点と量刑判断（○と実線は真面目条件，×と破線は不真面目条件を表す）

無職，内縁の妻がいる」という設定です。ビデオを視聴したのちに，実験参加者は，被告人は有罪と思うか，無罪と思うか，また，有罪だとしたら，どれくらいの懲役が適当と考えるか，について回答します。実際の裁判では，6名の裁判員は3名の裁判官とともに評議を行って判断をしますが，実験では話し合いは行わず，個人の判断で回答してもらっています。

実験の結果，被告人が有罪であると判断した者の率は，真面目条件で58%，不真面目条件で63%と，ほとんど差がありませんでした。一方，量刑判断，すなわち適当であると判断した懲役年数に関しては，真面目条件で0.87年，不真面目条件で1.16年と，真面目な被告人に対して若干甘くなっていて，この差は統計的に有意です。図1には，認知欲求得点と量刑判断の関係が条件ごとに示してあります。グラフでは見にくいですが，統計的な分析からは，真面目な被告人に対する量刑判断は，認知欲求得点が高いほど厳しい判断になる傾向があるのに対し，不真面目な被告人に対しては，認知欲求得点が高いほど甘い判断になる傾向があることがわかりました。その結果，認知欲求得点が低い直感型の参加者では真面目な被告人に甘く，不真面目な被告人に厳しい傾向が強く，得点が高い参加者ではその差が縮まります。得点が非常に高くなると，逆に真面目な被告人に対してより厳しくなるようにも見えます。

さらに多くのデータを集める必要はありますが，この実験からは，いまのところ，認知欲求が低い人，すなわち直感的な判断をしがちな人ほど，職業や学歴など証拠以外の情報の影響を受けやすいことが示唆されたと言えます。また，認知欲求が非常に高いと，証拠以外の情報の影響を排除しようとする結果，逆方向の影響を受ける可能性も示唆されています。さらに，この結果は，間接的には，先に論じたように，裁判員裁判の状況の中に直感的な判断を促すような要因が多ければ，裁判員の認知欲求の高低にかかわらず，証拠以外の情報の影響を受けやすいという可能性も示唆していると言えるでしょう。これらの問題を明確にするために，学生以外の方に実験に参加してもらい，より多くのデータを集めるとともに，中心的・周辺的の2つの判断ルートと判断との関係を直接的に明らかにするデータを集める必要があると考えています。

●判断に及ぼす感情の影響

次に，感情の影響についてお話しします。たとえば，友達に対して感情にかられてひどいことを言って，あとから後悔する，ということがあります。同様に，被告人に対して感情にかられて，過度に重い刑罰を科してしまい，感情がおさまってから，そのことを後悔する，ということが裁判員にも起こるのでしょうか？　もし起こるとしたら，被告人にとっても不幸なことですし，あとで悩みを抱える裁判員にとっても不幸なことです。怒りの感情にかられて，死刑を科してしまったということがあったなら，被告人に対しても裁判員に対しても，きわめて重大なことになってしまいます。実際の裁判に目を向けると，感情をかき立てることを目的としたような証拠の提示というのは，実際に法廷で行われているようですし，裁判員裁判においても行われようとしております。たとえば，被害者の傷の様子を示す証拠として，傷口の写真を見せるのがいいのか，イラストの方がいいのか，という議論がされています。これは，裁判員に「見たくないものを見せられることによる心の負担にどう対処すべきか」という観点からも議論されているのですが，写真などを見ることによって喚起された感情がのちの判断にどのように影響するのか，という問題にも関わるわけです。感情をかき立てることを目的として，たとえば，遺体や傷口の写真を見せることが行われた場合，それが裁判員の判断にどのようなインパクトを与えるのかについては，しっかりとした実証的な研究データが必要です。また，近年の司法改革により，被害者や被害者遺族が裁判に参加し，意見陳述をした

り，被告人に対して質問をすることがありますが，ここにも裁判員に強い感情が喚起される可能性があります。

実際の裁判において，上述のような感情の喚起を目的としたかのような証拠提示が行われた例として，いわゆる「星島事件」の裁判があります。これは裁判員裁判が始まる少し前に行われた裁判ですが，江東区のマンションの一室に女性が連れ込まれて殺害され，バラバラにされて下水に流されてしまったという悲惨な事件に関するものです。検察は，下水から見つかったバラバラになった遺体の一部を大画面に提示する，あるいは被害者が元気だったころの写真をスライドショーのように見せながら，被害者が前途有望な人物であり，希望に満ちた生活を送っていたことなどについて遺族に証言を求める，などを行いました。この裁判は，東京地検が裁判員裁判を意識して，そのモデルとして位置づけていたとされていますが（日本経済新聞1月26日夕刊21頁），今後，裁判員裁判においてもこのような証拠提示が行われる可能性があるといってよいでしょう。

このような状況において，心理学者は，感情が裁判員の判断にどのような影響を与えるのかについて客観的なデータを提供する必要があるでしょう。私たちの研究室では現在，このような目的の研究プロジェクトが進行していますが，ここでは海外で行われた研究を1つ紹介したいと思います。遺体の写真を見せることが陪審員の判断にどう影響するのか，についてDouglasらが十数年前に実験を行っています(Douglas, Lyon, and Ogloff, 1997)。実験参加者は120名の学生で，材料は架空の殺人事件の裁判記録です。状況証拠のみが存在し，有罪，無罪の決め手になるような証拠が存在しない。有罪か無罪かがあまりはっきりしない裁判のシナリオを作成して用いています。実験参加者は3つのグループに分けられ，第1のグループは文章だけの裁判記録を読み，遺体の写真は見ないグループ，第2のグループは裁判記録に加えて遺体のカラー写真を見るグループ，第3のグループは裁判記録に加え遺体の白黒写真を見るグループです。裁判記録を読んだのち，実験参加者は有罪が無罪かの判断を行い，その時の感情状態について問う質問に答えました。すると，遺体写真を見ない統制条件では27.5%の人たちが有罪と判断したのに対し，カラーの遺体写真を見た人たちは倍以上にあたる57.5%の人が有罪と判断し，白黒の遺体写真を見た条件でも50%の人が有罪と判断しています。感情状態に関しては，写真を見た条件で，より悲しみ，怒り，復讐心，ショック，不安といったようなネガティブな感情を強く感じていたという結果が出ています。さらに，このようなネガティブな感情を強く感じた人ほど，有罪と判断する傾向が強かった，ということが統計的な分析から明らかにされています。

Douglasらの研究のように，感情が陪審員や裁判員の判断に影響を与えることを示唆する実験はいくつか報告されています。さらにデータを蓄積し，どのような場合にどの程度の影響があるのかを明らかにする必要がありますが，ここで改めて考えなければならない問題があります。それは裁判員の判断が感情によって影響を受けることがいけないことなのかどうか，という問題です。量刑判断に関しては，「人々の怒りをかき立てるようなひどいことをした犯罪者には重い罰を与える必要がある。裁判員は感情を押さえようとはしないで，感じたままに判断すればよいのだ」という考え方にも，もしかしたら一理あるかもしれません。しかし，被告人が無罪を主張している事件における有罪か無罪の判断に裁判員の感情が影響を与えることは，大きな問題だと思われます。たとえば，被告人が真犯人なのか，そうではないのかという問題は，事件の性質が怒りを誘うものであるかどうかとはまったく関係がないはずです。本当は白か黒かわからないのに，「自分の怒りが強いから有罪だ」と判断することは，まったく理にかなわないでしょう。適切な実験を行い，十分なデータを収集し，必要があれば，感情が裁判員の判断に与える影響の危険性をアピールしていくことは，心理学者に課せられた重要な責務であると考えられます。

●裁判員として自分が下した判断の再評価

以上述べてきたように，裁判員の判断に関する心理学的な実証研究は，裁判員制度が適切に運用されていくためにきわめて重要です。直感的な判断に関するトピック，感情の影響に関するトピックにおいても，まだまだデータが足りないというのが現状です。日本では，とくに裁判員に関する実験的な研究が始まったばかりです。裁判員の判断は，どのよう

な条件において，どのような要因によって，どのような影響を受けるのか，ということに関する実験的な研究を精力的に進めていく必要があります。

心理学者が裁判員の判断に関する実験を行う場合，通常1時間以内から長くても2〜3時間程度の実験を行います。これに対して実際の裁判員は，証拠を提示されてから数時間から1〜2日経った時点で，評議が行われます。心理学実験においても，その程度の時間を費やした実験を行う必要があるでしょう。同時に，さらに時間が経過した場合，実験参加者が以前の判断をどう振り返るかということも大きな課題です。あとで判断が誤っていたと考えるのでしょうか？　感情というのは，「いつまでも腹立たしさがおさまらない」ということもあるかもしれませんが，1〜2週間も経つと，次第におさまってきます。また，時間的な制約があるために直感的に決めてしまったことでも，あとで時間の制約がない状況でゆっくり考えれば，判断の材料を十分に吟味して，熟考による判断ができるかもしれません。その結果，あとから裁判員としての判断を振り返ったときに，最初の判断は間違いであったと考えるかもしれません。もしそのようなことがあるのであれば，最初の直感に依存した，あるいは感情の影響を受けた判断は好ましくない判断であったということになり，裁判員に直感的な判断を促すような要因や感情をかき立てるような証拠の提示は避けなければならないということになります。半月，あるいは1カ月後に振り返って，判断が間違っていたと考えることがあるのかどうかを明らかにすることは，重要な課題であると考えます。

このような研究を行う場合，実験的な研究とともに，実際場面での研究が必要であると思われます。実験的な研究では，様々な制約から実験の諸条件を現実の裁判のものに近づけることには限界があります。したがって，実際に裁判員経験者から「のちに自分の判断は間違っていたのではないかと後悔することがないか」といったデータをとる研究も必要だと考えています。ただ，実際の裁判員経験者からのデータの収集は，現在では非常に厳しい守秘義務が裁判員経験者に課せられているために，困難であると考えられます。守秘義務に関しては，必要以上に縛らないかたちにしていくことを心理学者自身が積極的にアピールしていく必要もあると考えています。

●文　献

Cacioppo, J. T., & Petty, R. E. 1982. The need for cognition. *Journal of Personality and Social Psychology*, **42**, 116–131.

Douglas, K. S., Lyon, D. R., & Ogloff, J. R. P. 1997. The impact of graphic photographic evidence on mock jurors' decisions in a murder trial: Probative or prejudicial? *Law and Human Behavior*, **21**, 485–501.

Petty, R. E., & Cacioppo, J. T. 1986. The elaboration likelihood model of persuasion. In L. Berkowitz (ed.), *Advances in Experimental Social Psychology*, **19**, 123–205.

司会（細江）：伊東先生，有難うございました。裁判員制度の主役は普通の人です。この人々の判断がどのようにかたちづけられるか，それは本当に正しいものなのか，という疑問は多くの方が持ちます。こうしたことに，裁判員の思考や認知の個人差や感情の影響などについて的確にご説明いただきまして有難うございます。裁判員制度は裁判員の判断の信頼性にかかっているとも言えます。私自身も普通の人の論理構造としての“Lay Theories”に関心があり，大変勉強になりました。

それでは，3番目の話題提供者の藤田政博先生，よろしくお願いします。

裁判員制度・被害者参加制度が心理学研究にもたらす新たな可能性

藤田政博（政策研究大学院大学准教授）

●はじめに

今回の話題提供では，裁判員制度の導入がもたらした日本の応用心理学研究の新たな可能性について検討したいと思います。加えて，被害者参加制度について若干解説し，被害者参加制度がもたらす応用心理学的研究テーマについても付言します。

これらの検討に先立ちまして，裁判員制度とは何かについて制度の説明を行い，その後，裁判員制度がもたらした裁判制度の変革と，裁判に対する関心の変化について指摘してみます。そして，裁判に対する関心の変化がもたらした心理学研究のテーマを具体的に述べていきます。加えて，被害者参加制度の概要とその中身，被害者参加制度がもたらすであ

話題提供者・藤田

ろう心理学的に重要な研究テーマをいくつかあげてみます。

●裁判員制度について

裁判員制度については，最近，頻繁に報道されているため，そのおよその内容についてはご存じの方も多いでしょう。裁判員制度がこれほど頻繁に報道されたのは，もちろん，2009年5月21日から裁判員制度による裁判が始まり，夏までには公判(*1)が始まったからです。

ここで改めて裁判員制度について確認しておきますと，裁判員制度とは，刑事裁判につき，市民と裁判官とが話し合って判決する制度であります。その根拠法は「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（通称「裁判員法」）によっています(*2)。

それによると，裁判員制度による裁判の対象となるのは刑事事件のうち，重大事件のすべてを含みます。重大事件とは，死刑や無期懲役が科されうる事件，あるいは一年以上の懲役・禁固が科されうる事件で，故意に人を殺した事件をいいます（正確には，裁判員法の2条を参照）。

そのような犯罪が行われた疑いがあるという裁判に関し，原則として，裁判官3人と裁判員6人で法廷に出席し，評議して結論を下します。結論とは，有罪か無罪か，有罪の場合にはどのくらいの刑を科すべきかという判断であります。裁判員は，市民の中からランダムに選ばれます。具体的には，衆議院議員の有権者名簿からランダムに選ばれた人が1年間「候補者名簿」に搭載され，候補者名簿の中から事件ごとにランダムに選ばれた裁判員候補者が裁判所に呼ばれ，その中から裁判員と補充裁判員が選ばれます。

裁判員制度は，なぜ重大事件を対象とするのでしょうか？　その理由としては，重大事件は市民の関心が高いために参加の意義が大きいことがあげられます。また，重大事件をどのように裁くかというところに，司法権をどのように行使するかが現れるために，小規模・定型的な事件よりも重大事件に市民参加することの意味が大きいと考えられるからです。

では，このような裁判員制度がなぜ導入されることになったのでしょうか？　よくある誤解として，「どこからともなく，急に市民を無理やり法廷に駆り出すような制度ができて迷惑だ」といった反応があることはありますが，実際には1999年に始まった司法制度改革で導入が決まりました。それは，それ以前の橋本政権以来の行革において，司法の改革が必要と指摘されていたことによります。

この司法改革では，国民の期待に応える司法制度をつくるために法曹養成制度の改革，司法の国民的基盤の確立を行うことなどをあげていました（司法制度改革審議会，2001）。それは，国民の“統治主体意識”をはぐくむためとされていたからです。

もう1つ，最近はほとんどなくなりましたが，よくある誤解として，「裁判員制度は明治時代に日本に西洋式の近代司法制度が始まって以来，はじめて市民が裁判をする制度だ」という理解があります。しかし，実際には1928年から1943年まで，刑事事件で陪審制度が実施されていました。詳細については，尾佐竹 (1926)，三谷 (2001)，藤田 (2008a) などをご参照いただければ幸いです。

●裁判員の参加と心理学的問題

以上のような裁判員制度ですが，素人が裁判に参加するという危惧から，応用心理学にも関連する様々な問題が真剣に議論されるようになってきております。これは，行き過ぎると裁判に対するわれわれの信頼を損なうことになりますが，ほどほどであれば，応用心理学にとっては喜ぶべき事態であると考えられます。

素人が裁判に関わることとして，よくあがる疑問は次のようなものです。

・「素人は感情に流されるのでは？」
・「素人はマスコミの意見に流されるのでは？」

・「素人は専門家の意見に流されるのでは？」
・「素人は目撃証人が『見た』といったら何でも信じるのでは？」
・「素人は評議で発言できないのでは？」
・「素人は裁判で何が言われているかわからないのでは？」
・「素人は裁判の内容を覚えていられないのでは？」
・「素人は裁判中寝てしまうのでは？」
・「素人にはわかりやすくプレゼンしないとだめなのでは？」…等々

これらの疑問を見るとわかるとおり，裁判官による裁判にもこうした問題は含まれております。すなわち，裁判官も人間である以上，人間が持つ様々な限界を抱えているということです。その限界を持つ人間であれば，素人か法律のプロであるかにかかわらず，裁判運営上共通して考えるべき問題も関心の対象になってきていることがうかがわれます。

これまでの裁判官による裁判であれば，たとえ裁判運営上の問題が疑問に思われても，それについて真剣に取り組もうと考える心理学者は，実際に裁判に携わったことのある人だけであったろうと思われます。しかし，裁判に対する素人参加への否定的な危惧により，関心が盛り上がり，それと同時に，裁判の現場においては「素人参加を成功させないといけない」というプレッシャーから，これらの問題が真剣に考えられるようになってきました。

この意味で，裁判に関する心理学研究が，日本でも一般的な研究テーマとして受け止められる状況が整ってきたと言えるでしょう。

●裁判員の参加と心理学的問題

裁判員制度は，これまでプロだけで行っていた裁判に素人が入ってきたというかたちで受け取られています。すると「素人にどう参加してもらうのがよいのか？」というのが，よくある問題のたて方になります。

この場合，「何がよいか」については，問題をたてる者が選択する必要があります。少なくとも司法制度改革審議会の意見書では，裁判官と裁判員が協働して裁判を行い，裁判員が十分な参加ができることが目標とされています。したがって，そのような参加のあり方が「よい」ものとして目標に設定されることが多くなるでしょう。

(1)　これまで行われてきた研究例

裁判員制度に関連して，制度が導入されることが議論され始めた段階から研究が始まっております。その議論が始まったのが2000年頃なので，すでに9年ほど経過したことになります。その間，徐々にではありますが，研究が蓄積されつつあります。

そのうちの若干を紹介しますと，たとえば，潜在的裁判員候補者への社会調査が行われ，参加の意欲に関わる要因，心理学的知識の有無や意欲との関連などが検討されております（岡田・仲・藤田，2006 b, a, 2007）。

また，陪審における“scientific jury selection”に相当するような，裁判員候補者の選任の問題についても取り組みが始まっています。これは「偏頗（へんぱ）なき裁判を実現するために適切な候補者を裁判所が選べるように」という意義があり，また検察官や弁護人が選任手続を有利に運ぶために利用可能な知識としても応用可能だろうと思います。

素人にも裁判をわかりやすく行うという観点からは，プレゼンテーションの工夫や視覚的資料の使用，集中力・注意の持続，記憶・想起のしやすさの工夫といった問題にも関心が集まっています。

これまでの裁判では，膨大な書類を裁判官が読み込んで，その書類によって判断してくれると検察官や弁護人は考えていました。実際にも，そのような裁判が行われてきましたが，素人については，そのような判断の仕方は期待できません。法廷で面と向かっているときに，検察官や弁護人が自分の主張を十分に理解してもらえるよう，説得の工夫を行うようになりました。そのため，説得研究の応用や，服装・話し方による印象の与え方などの社会心理学的トピックについても関心の対象となっております。

これらの説得は，もちろん言葉によって行われます。書面だけでなく，法廷における話し言葉にも関心が集まりつつあります。すでに成果がまとめられたものとして，専門用語の説明（藤田，2008b）などがあります。これに関連して現在進んでいる研究としては，法廷や模擬裁判で話された言葉についてのコーパス（言語データベース）作成と，特徴語の抽出や発話特性の検討といった言語学的アプローチが行われています（堀田・藤田，2009; 藤田・堀田，

2007; 堀田・藤田, 2007)。

裁判員制度で心配されていることには，素人が入ることで，適切な裁判が行われなくなるのではないか，ということがあります。その危惧から，「素人が加わっても適切な判断がされるにはどうしたらいいか？」という形で問題がたてられることになります。

裁判員制度における決定は，古典的な小集団における意思決定の事態であり，集団意思決定の問題であるといえます。集団意思決定といえば，集団極化，評議における情報共有，評議中の発言…といったことが問題になるでしょう。心理学でいえば古典的な問題に関心の光が再び当たっていると考えられます。

裁判において裁判官はプロなので，新聞等を見聞きしても，それを無視して証拠だけに基づいて判断できると素朴に信じられてきました。また，裁判官は様々な認知的バイアスからも自由であると信じられてきました。しかし，素人にはそれが期待できないと危惧されることがよくあります。そこで，公判前報道が判断者に及ぼす影響や，“後知恵バイアス”などのバイアスが裁判の判断者に及ぼす影響，といったことが問題として真剣に考えられるようになっております。

そもそも裁判は証拠評価と意思決定の問題なので，次のような要素が裁判の判断にどのような影響を与えるかが関心を集めることになるでしょう。

- 証拠評価の問題
- 鑑定などの専門的証拠の評価
- 目撃証言の評価
- 量刑の判断
- 謝罪・被害弁償等の影響
- 感情の影響
- 裁判員の参加と心理学的問題

以上は裁判の判断者にどのような要素が影響を与えているかという，いわば裁判運営についての問題であります。そのような裁判運営に関わる領域だけでも，数多くの応用心理学的問題が巷間で広く意識されるようになったと言えるでしょう。

●裁判員制度の持つ意味

以上の概観からわかりますように，裁判員制度によって，応用心理学にとって大きな「市場」が開けたということができます。すなわち，大きな領域が広く世間一般からも関心の対象とされる可能性が出てきたということです。

一方，応用心理学的問題を研究する際にも，頭の隅に置いておくべき「われわれの社会において裁判員制度が持つ意味」ですが，それは裁判の“正統性”の源泉の変化ということになります。これまでの裁判では，「超人的」裁判官による裁判が行われているということが，われわれが裁判とその結果を信じる原因となっていたと言えます。その裁判官には，超人的な記憶力，判断力，忍耐力，理解力，廉潔性，中立性が備わり，認知的バイアスなどから自由であり，外部の情報からの影響もないと信じられてきました。そのため，ほとんど常に正しい判断を行う。それに必要であるがゆえに，地域社会その他の社会関係においても孤高を保つ…とされてきました。そのように超人的能力を持った，私生活も中立的な裁判官による裁判であるがゆえに，皆信頼し，裁判の結果に従う，というのがこれまでの裁判の“正統性”の源泉であったと言うことができます。これは，そのような裁判をわれわれが必要としてきたからであるとも言えます。それを指摘したものとして次のような論文があります。

> (事実審が)「『裁判官の自由心証』によるのである限り，不信は依然として裁判官に，従つてまた権力に向う。ただ『真実発見の努力をしている』という印象を助けることによつて，不信を幾らか和げることができるだけである。「にもかかわらず」それは，ある特殊日本人的な精神構造によく適合し，その後永くわが刑事裁判を支配することになつた。ある特殊＝日本人的な精神構造とは何か。陪審法制定の立役者であつた江木衷の表現を借りれば，それは，『独立の精神気象や健全の権利思想がなく』『人権は有司から施こして呉れる慈悲私恵と心得る乞食根性』である」
> 所　一彦 (1964)「刑事裁判における信頼性の問題2」立教法学 5 号 48 頁.

そして，これまでのような「超人的」裁判官による裁判では，心理学は不要であり，応用心理学が入っていく余地はそれほど大きくなかったと言えます。なぜなら，超人的裁判官に認知バイアスはなく，

人の内心，認知内容などについても，正しい判断が可能だからであります。それゆえに，判断者の認知構造について関心が持たれたとしても，バイアスなどはそもそも問題にしようとしても，「そんなことはありえない」と法律家から一蹴されて，それ以上研究できないという事態に立ち至っていた可能性があります。

しかし，これからはランダムに選ばれた国民が裁判に参加した裁判を，われわれは“正統”なものとして認めていくことになるわけです。それは単に形式的に裁判所で裁判官の横に市民が座っていたということではなく，実質的に「国民が参加した」ということであり，意見の反映が可能なような討議を重ね，決定したという，協働の実現が必要な裁判であります。これは，アメリカなどで陪審が果たしている裁判への信頼確保と同様の機能を裁判員制度が担うようになるということでありましょう。

●被害者参加制度について

(1)　被害者参加制度とは

裁判員制度と相前後して検討され，導入された被害者参加制度でありますが，その中身は裁判員制度とはかなり異なっています。具体的には，刑事裁判において，「被害者参加人」が申し出により出廷し，証人尋問，被告人質問や論告・求刑ができる，という制度であります。被害者参加人自身が法廷に出て行くことが難しい場合には，弁護士に委任することもできます。裁判員制度は判断者として市民が入っていく制度ですが，被害者参加制度は，いわば事件の当事者である被害者自身が法廷に入っていく制度と言えます。

そもそも，近代刑事司法では被害者を直接関わらせないようにする方向に発展してきました。それは，復讐の連鎖を防止することがその意義の１つとしてあげられます。また，犯罪は単に被害者に害を与えたというだけでなく，社会秩序を混乱させる側面があります。したがって，それを犯したものを処罰することは，混乱した社会秩序を回復させるという意味があり，それには公共の利益があると言えます。そのため，単に被害者の復讐に委ねるだけでなく，国などの公権力がそれを行う意義があると考えられています。

日本では，地方警察が捜査を行い，その後，国家機関である検察が捜査を行います。さらに，起訴は検察が独占しています。被害者にとっては，自ら加害者を探して復讐するという大変な仕事を国家に一部でも肩代わりしてもらっていると言えますが，刑事手続きから疎外されることにもなっているわけです。すなわち，なんの決定権もなく，復讐することもかなわない存在となったのです。もちろん，被害者は民事裁判で損害賠償を求めることが可能ではありますが。

(2)　被害者参加制度の意義

このような状況において被害者参加制度が導入された意義としては，近代刑事司法において放置されてきた被害者を，手続きに取り入れる画期的試みであると考えられます。これまで，加害者である被疑者・被告人に対しては「国家権力に対抗する個人」として人権保障が徐々に充実してきました。たとえば，刑事訴訟においては「疑わしきは被告人の利益に」と言われ，「合理的な疑いを超えた証明」という高度な立証基準が適用されてきました。それだけでなく，国選弁護や被疑者弁護の制度が充実されてきたため，国費で弁護人がつくようになってきました。強制捜査権限や人的・物的資源の豊富な国家権力に対抗することを理由として，加害者には上記のような権利が認められ，制度としても整備されてきた一方で，被害者の扱いは大きく進展してきませんでした。事件の被害について被害者が供述した内容は，もちろん裁判で取り上げられ，その調書が法廷に提出されたり，証人として証言する機会が与えられることはあります。また，傍聴人として法廷傍聴も行ってきました。しかし，証人として出廷した場合には，自分が言いたいことを言えるわけではなく，被告人に質問できるわけではありません。さらに，求刑を行えるわけでもない。このようなことを可能にしたところに，被害者参加制度の意義があると言えます。

(3)　被害者参加制度のもたらす心理学的問題

それでは，被害者参加制度が提起しうる応用心理学的問題にはどのようなものがあるのでしょうか。考えられるのは，これまで法廷では脇役であった被害者が，質問や量刑ができることで，裁判官や裁判員にどのような影響を与えるのか，さらには，裁判

の結果にどのような影響を与えるか，という裁判における判断の問題でありましょう。なかでも被害者在廷が判断者に与える効果，被害者が求刑することによる効果は，関連する心理学の領域が容易に想定され，かつ現実的にも解答を示すことに意義のあるテーマとなると思われます。量刑に関しては，検察官が示す求刑がアンカーになっていると考えられますが，それとは別に，被害者が求刑することで量刑に関してより強力なアンカーになるかどうか，という問題が考えられます。それだけでなく，被害者が被害を前提とする活動を展開することで，有罪判断傾向が強まるようなバイアスを判断者に与えるかどうか，与えるとすればどのような場合か，といったことも解決が必要な問題として浮かび上がってくるでしょう。臨床心理的問題としては，被害者が参加することによる被害者の心理的負担の問題などが考えられます。これは裁判員の心の負担とも関連しそうな，素人が裁判に参加することによる心の負担という問題とも言えます。そもそも刑事裁判では，殺人や傷害の証拠を見聞きしたり，反社会的勢力にかかわる事態が生じたりして，平穏に暮らす市井の人々の目からすれば，高ストレス事態が日常的に展開されていると言えます。とすれば，素人だけでなく，職業的に関わっている人々にも心の負担の問題が生じていることが想像されます。これまでは，彼らはプロであるという理由で，社会的には「ない」ことになっていた，裁判に関わる関係者の心の負担の問題もクローズアップされてくる可能性があるでしょう。

上記の心の負担の問題に限らず，被害者参加制度については様々な問題が関連して提起されることが予想されます。しかし，制度が導入されたばかりである分，研究が始まったばかりで，今後の展開に期待することになるでしょう。

●まとめ

裁判員制度，被害者参加制度とも，市民が裁判に参加する制度である点で共通しています。しかし，判断者として参加する裁判員制度に対して，被害者（事件当事者）として参加する被害者参加制度は，それぞれ制度として持つ意味が異なっております。また，司法制度改革の一環として，国民に信頼される司法を実現するための裁判員制度と，被害者の権利の高まりに呼応して導入された被害者参加制度では，その目標とするところも異なるものであります。

とはいえ，このような制度の性格や意味の違いについては，刑事訴訟法学者の議論と研究に待つことにしましょう。それよりも，応用心理学的問題を提供する素材としてみれば，裁判の判断の問題，参加した人の心理的負担をはじめとした臨床的問題といった問題は，双方が共通して提起する問題であると言えます。これらは，心理学的観点からはもちろん，現実の社会が解決を要請する問題としても，取り組む意義の大きい問題としてわれわれの前に提示されていると言えます。

(*1) 刑事裁判で，裁判官・検察官・弁護人・被告人などが法廷で一堂に会し，証拠調べや判決の言い渡しを行うこと。証拠調べには，物証を裁判官や裁判員が見聞きすることのほか，証人を呼んで尋問することも含む。

(*2) なお，最新の条文については，総務省の法令データ提供システム (http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi) を参照されたい。

●文　献

藤田政博 2008a. 司法への市民参加の可能性：日本の陪審制度・裁判員制度の実証的研究　有斐閣.

藤田政博 2008b. I 法廷用語に関する面接調査：市民の語彙と既知感を知る手がかりとして　後藤　昭（監修）・日本弁護士連合会裁判員制度実施本部法廷用語の日常語化に関するプロジェクトチーム（編）裁判員時代の法廷用語：法廷用語の日常語化に関する PT 最終報告書　三省堂 pp. 121-138.

藤田政博・堀田秀吾 2007. 模擬評議の分析その 1—コミュニケーション・ネットワークの観点から—　季刊刑事弁護，**52**, 53-57.

堀田秀吾・藤田政博 2007. 模擬評議の分析その 2—計量言語学の観点から—　季刊刑事弁護，**52**, 58-61.

堀田秀吾・藤田政博 2009. 第 2 章ことばから見た裁判員裁判？　堀田秀吾（編）裁判とことばのチカラ—ことばでめぐる裁判員裁判　ひつじ書房 pp. 53-139.

三谷太一郎 2001. 政治制度としての陪審制：近代日本の司法権と政治　東京大学出版会.

岡田悦典・仲真紀子・藤田政博 2006a. 裁判員の刑事裁判への参加意識と法に関する認識 (2)—予備的アンケート調査から—　南山法学〔南山大学〕，**30**(1), 89-112, 12 月.

岡田悦典・仲真紀子・藤田政博 2006b. 裁判員の刑事裁判への参加意識と法に関する認識 (1)―予備的アンケート調査から―　南山法学〔南山大学〕, **29**(3), 23-62, 9 月.
岡田悦典・仲真紀子・藤田政博 2007. 裁判員の刑事裁判への参加意識と法に関する認識 (3)―予備的アンケート調査から―　南山法学〔南山大学〕, **30**(2), 49-84, 1 月.
尾佐竹猛 1926. 明治文化史としての日本陪審史　邦光堂.
司法制度改革審議会 2001. 司法制度改革審議会意見書―21 世紀の日本を支える司法制度〈資料〉　自由と正義, **52**(8), 242-184.

司会（細江）：藤田先生には被害者参加制度も含め，裁判員制度の意義について包括的にお話しいただきました。有難うございます。裁判員制度が司法のなかで異質性を許容し，より成熟した制度となっていくための多くの示唆をいただきました。

以上で 3 人の先生方の話題提供を終わりまして，引き続きお二人の先生にコメントをいただきます。はじめは伊藤芳朗先生，よろしくお願いします。

■指定討論者のコメント

法律実務家からのコメント

伊藤芳朗（弁護士）

3 人の先生方のお話，非常にわかりやすく，また貴重なお話だったと思います。どうも有難うございました。私は弁護士として，残念ながら，まだ裁判員裁判を経験しておりません。1 件，実は担当していますが，本格的に公開裁判となるのは来年ということになっております。ただ，現在，弁護側の目撃証人が偽証罪で起訴され，いま無罪を争っている裁判を担当しておりますので，今日の本題である「目撃証言は信用できるか」ということについては，わりとリアルタイムな経験をしておりますので，私の経験範囲でコメントをさせていただければと思います。

指定討論者・伊藤

まず，今日のテーマについてですが，私の実感としては，目撃証言は信用できないと思っております。なぜ目撃証言は信用できないのか。これは，実務家的な感覚で申しますと，まず 1 番目に，目撃証言が歪む原因というのは，私は捜査機関の事情聴取の段階で，すでに歪められると思っております。つまり，警察官あるいは検察官が証言の前の段階の供述調書をとる段階で，もうすでに歪んでしまっているということです。捜査官の方は，やはり，その事件を有罪に持ち込みたいというか，それで事件を解決させたいわけですから，有罪に向けての供述を得たい。得たいがゆえに，その参考人や目撃者に対して誘導的になったり，あるいは，その目撃者に対して「こういうものを見たんじゃないの？」「こういうことを言われたんじゃないの？」とか，捜査官が相手の意を酌みすぎるといいますか，そこまではっきりとは言っていないのに，言ったかのように誘導してしまう傾向があります。他方，目撃者側も捜査官の得たい情報がどういうものか理解できるので，相対して自分の話を丁寧に聞いてくれる捜査官に対して，彼の喜びそうな方向に話を歪めてしまう傾向があるというわけです。これは結構，私の経験するところであります。それから，もう 1 つの方向としては，加害者あるいは被害者との個人的なつながり，あるいは感情がある場合の問題です。そういうときに，目撃証言は歪んでくると思います。たとえば，被害者に同情するあまりに，オーバーな表現になってしまう。そんなに強く殴っているわけではなかったのに，「殴られて体が吹っ飛びました」といったオーバーな表現をするというのは，よくある話です。そこで，先ほど，無罪争いをしていると言いましたが，私が扱っている事件では，被告人とその目撃証人との個人的なつながりが強く，検察官は，そのために証言が歪んでいると主張して，偽証罪で起訴したという事件です。この目撃証言が歪むという話は，先ほどの慶應大学の伊東先生もおっしゃっていましたが，裁判員の判断についても同じようなこ

とが言えると思います。先日，報道されましたが，ある裁判員裁判で，確か強姦致傷の事件だと思いますが，裁判員が犯人に対して「むかつく」と言うと，それは暴言ということで，裁判官にたしなめられたという記事がありました。そういう発言は，被害者に対する同情心あるいは加害者に対する反発心という心情から出ており，こういうことを考えると，判断が歪むということは必ず起きるだろうと思います。先ほども，どなたかの先生がおっしゃっていましたが，裁判員の重罰傾向というのは，私も報道で見聞きする限り，かなり顕著ではないかと思っております。とくに性暴力犯罪については，重罰は，結果として相当強いというようなことも聞いております。

私は弁護士なので，普段，裁判官あるいは検察官と話す機会がよくありますが，これは現役の検察官から聞いた話です。裁判員制度を迎えるにあたって，検察庁の内部では，おかしなトレーニングをやっているそうです。いままでの刑事裁判は記録中心に進んでいました。それにも良し悪しはありますが，いまの検察官に対するトレーニングでは，「もう刑事記録はあまり読まなくてよい」ということが本当に検察庁内部で言われているそうです。「できるだけパワーポイントに慣れなさい」とか，先ほど，3人の先生方がやられたようなプレゼンというものを駆使して，裁判員に「とにかく視覚で訴えることを心がけなさい」とか，とにかく1にも2にも話術であるということで，話術トレーニングをやらされているそうです。そういう訓練を検察庁内部で行うということ自体が，この裁判員裁判が本当に正しい方向に行くのか疑問である，ということを物語っているのではないでしょうか。

先ほど，伊東先生が直感型と熟考型のお話をされましたが，熟考型の人ほど肩書等に影響されない傾向があるということは，私もそうだろうなと思いました。私の先輩の弁護士で，昔は検察官だった方ですが，その先輩が辞めた理由を少しお話しします。ちょうど同じ時期に2件の痴漢事件を担当されたそうです。それが同じような年齢で，同じような対応の事件だったそうです。ところが，一方は肉体労働者で，もう一人は非常に有名なエリート大学の大学生でした。彼は両者とも等しく起訴しようとしたら，検察庁の上の方からストップがかかりました。検察庁というのはものすごいピラミッド組織で，現場の検察官が起訴したいと思っても，1番上がOKしないと起訴はできません。それで，その有名大学の大学生は不起訴になり，肉体労働者の方は起訴となりました。「それはおかしい」と上司に詰め寄りましたが，上司は「別におかしくない！」と言いまして，結局，その先輩は自から検察官を辞めました。つまり，検察官のような司法関係者自身も，学歴あるいは職業，被疑者の態度とかに影響されている可能性はあるわけです。私は，そんなふうに思っております。

私は，目撃証言が歪む理由として捜査官が捜査段階で，供述をとる時点で歪むのではないかということ，それから，加害者あるいは被害者との個人的な関係，または個人的な関係がなくても，感情的な同情や反発心で歪んでくるのではないかと考えています。最初の厳島先生のお話の中にあった自民党本部放火事件というのも，この両者が関係しているように思います。その目撃証人となった警察官は，当時の政権政党が自民党であったわけですから，「警視庁として迷宮入りさせてはならない」という至上命題を非常に強く感じていたのではないかと思います。ですから，300人の写真を並べられて「どれが目撃した人間か」と言われたとき，「どの人かわかりません」なんてことを言ってしまったら，もうこれは迷宮入りにつながっていくわけですから，警察官として，そういうことは言いづらかったのではないか。しかも，対面しているのが自分の同業者である警察官あるいは検察官であることから，相手の期待というものも感じたでしょう。また，自分も警察官ということで，やはり「迷宮入りさせてはならない」という感情も働いたのではないかと思いました。

さて，裁判員制度の話に戻りますが，私自身は裁判員制度には総論として反対しております。永遠に裁判員というのは初心者であります。つまり，ほとんどの場合，初めて裁判員になった人が裁くわけです。したがいまして，永遠に初心者である裁判員は，職業的裁判官に誘導されるか，さもなければ，まったくあさっての議論になってしまいがちだと思っております。先日，裁判員裁判で初めて執行猶予判決が出たという報道がありました。これはこれで非常に貴重なケースだとは思いますが，2人の裁判員が，終わってからのインタビューに答えていまし

た。それは，心神耗弱に関する精神鑑定のことでしたが，一人は，「鑑定書を読む機会はあったが読まなかったし，裁判官の説明もあったが理解できなかった」と答えていました。ところが，もう一人は，「裁判官に丁寧に内容を説明してもらってよくわかった」と言っていました。つまり，同じ裁判を経験した裁判員でも，理解の仕方にこうも大きな開きが見られるわけです。裁判官に説明されて，よく理解できたという人は，鑑定書を読んで理解したわけではありません。鑑定書を読んだ裁判官の話を聞いて，理解したわけですから，こういう裁判員たちが鑑定書を批判的に読みこなすことはしょせん無理なのではないか，私はその記事を読んで思ったわけです。つい最近も同窓会がありまして，そういうところでは無礼講で話が弾むのですが，本音としては，裁判官の皆さんは，全員といっていいくらい裁判員制度に対しては反対ないし抵抗感を持っていると感じますし，彼らもそういうふうに言っております。

裁判員裁判を実際にイメージしてみると，裁判官の役割はものすごく大変であります。最近，“判例時報”の10月，11月，12月号で3回にわたり，模擬裁判における裁判員評議の結果を分析した論文が掲載されておりますが，これが非常に興味深い論文です。これを読むと，本当に裁判員の議論というのは，もう，いろいろとあさっての方向に行っているということがわかります。最初は，まず，全然議論が出てこない。誰も発言をしない。それを一生懸命裁判官が促しているのです。そして，議論は出てくるのですが，それがもうあさっての方向に行ってしまっている。まず，裁判員は，何が争点になっているかということが理解できない。そして，争点をようやく理解させても，今度は，なぜそれが争点になるのかがわからない。そうしたことの繰り返しをやっているわけです。ところが，裁判員裁判は3日，長くて4日です。そのうちの1日か2日は，裁判官は実際に証人や被告人の言うこと，あるいは検察官や弁護人の言うことをしっかりと聞いていなくてはならない。その上で，裁判官が争点を全部整理し，その争点に何が間接事実となっているかを整理し，そういうものを全部作り上げてから，裁判員に「こうなんですよ」と説明し，そして，裁判員に，その争点にきちっとピントの合った議論をさせていかなければならない。こうした作業は裁判官にものすごい超人的な努力を必要とさせます。私は，これにはかなり無理があるのではないかと思っております。今後，たとえば，スケジュール的なこととか，あるいは裁判官や裁判員の人数比例的なこととか，何がしかの改革を加えていかないと，裁判員制度は長くはもたないだろうと思っております。

被害者参加制度までコメントする時間がありませんでしたが，とりあえず，ここまでにさせていただきます。有難うございました。

司会（細江）：伊藤先生，有難うございます。司法での実務経験から証言の歪みについてご指摘いただき，また検察官が裁判でのプレゼンテーションを重視しているとのことも，大きな課題といえます。永遠の初心者である裁判員と司法の専門家の関係についてのご指摘も留意すべきものと思います。

それでは終わりになりますが，齊藤勇先生，よろしくお願いします。

対人心理学からのコメント

齊藤　勇（立正大学教授）

話題提供していただきました3人の先生方にお礼を申し上げます。実は，私は，この壇上にいますが，本当のところを言いますと，ここに上がっているべきではありません。といいますのは，私は，本日の公開シンポジウムを企画した委員会のメンバーでありまして，本来なら，そのへんで会場整理をしていなければならないのです。ただ，企画委員会で，「とにかくお前が素人として壇上に上がれ」ということになりまして，いまここに座っている次第であります。本日は，非常に多くの方々に参加していただきまして，応用心理学会の企画委員会のメンバー

指定討論者・齊藤

として，皆様方に感謝いたします。

応用心理学会というのは実に間口が広いので，学会として，どういう方向で活動を進めていくべきかを大いに議論しなければなりませんが，アメリカで応用心理学が非常に高く評価されている一方で，日本はなかなか応用心理学の地位が上がりません。その原因として，私は２つあると思っております。１つは，セラピーとかカウンセリング，心理相談といったものに対する需要がまったく違うということです。ご存じのとおり，アメリカは，歩いていると，そういうセラピストの開業医が，日本の歯科医院のようにたくさん並んでおります。それだけの需要があります。それが心理学の研究や心理学の地位を高めているわけです。もう１つは，陪審員制度があるということで，今日も話題になっております目撃証言とか，そうした研究と実際の裁判とがきわめて深く結びついており，一般の人の心理学に対する関心が非常に高いということ，この２つではないかと思っております。この２点について，私が20年くらい前に考えたときには，とても日本ではアメリカのように応用心理学は広がらないだろうと思っていたのですが，ここにきて，臨床心理士がある種のブームように評価され，その資格が取れる大学院がたくさん作られ，小・中学校にはスクールカウンセラーが配置されるようになりました。いわば，心理学に対する関心と現実の社会との結びつきが強くなったわけであります。それに加えて，今回の裁判員制度であります。裁判への市民参加が実現し，人々は，「では，そこではどういうことが行われるのか」ということに非常に強い関心を持つようになりました。すると，当然，問題になるのは「目撃証言を信用していいかどうか」「裁判官の言うことは正しいのか」「検察の言うことは本当なのか」という率直な疑問です。また，「自分の心は，その裁判に大きな影響を及ぼしていないか」といった感情の問題も出てきます。そういうことを真正面から考えなければならなくなってきたわけです。これで，心理学と法律の世界が急接近してきたのです。そういう意味で，両方が現実の社会との対応ということで，いま日本でも，応用心理学あるいは心理学の応用場面に非常に関心が強くなっている。心理学はもはや象牙の塔の学問ではなくて，現実のわれわれの中で生かしていかなければならない学問になってきたと言えましょう。私たち心理学者としては，そこにいかに貢献できるかということを，改めて考えていかなければならないと思います。

ところで，先ほど，検察でもパワーポイントの訓練が非常に重要になっていると報告がありましたが，今日も３人の先生方はパワポをお使いになっていて，非常にわかりやすい説明でした。ところが，私は紙１枚を用意しただけで，時代の流れに逆らっているような気がしております。ただ，パワポで説明されると，聞いた話があとに残りません。紙は１枚でもあとに残りますので，ちょっと困ったなと思っております。皆さん，お帰りになり，「応用心理学会のあのシンポジウム，何やったのかな？」と振り返ったときに，私のコメントの紙１枚だけが残っており，「これが今日の話題だったのか」というふうに思わないでください。それで，お帰りの際は，その紙をゴミ箱に捨てて帰ってください。頭の中で３人の話題提供の先生方と伊藤先生のコメントを重要な考える材料として持って帰ってほしいということで，駒澤大学にはすみませんが，ゴミ箱を用意してもらい，そこに捨てていってもらいたいのです(笑)。

さて，コメントに移らさせていただきますが，対人心理学の視点から２つのコメントがあります。まずは，先ほど話題提供のあった熟考型と直感型で言えば，直感型の方に関する説明です。対人心理学では，直感型思考の判断傾向を“ヒューリスティックス”と呼んでおります。短時間で，かつ効率的，直感的な思考のことで，それがどういうふうに私たちの判断に大きな影響を与えるか，ということです。それから，当然，裁判員制度では裁判員と裁判官は集団討議をするわけで，集団討議をした場合にどのような力がそこに働くか，という“同調の心理”という問題があります。この２点について，私の方からはコメントさせていただきます。

裁判員制度については，弁護士の伊藤先生も「反対だ」とおっしゃっていましたが，私が反対する理由の１つは，この制度は弁護士側に非常に不利ではないかということです。検察側に圧倒的に有利な制度になりつつある。私もどうなるのか見守っていたのですが，実際に，これはどう見ても検察側に有利に働いているようです。検察側が素晴らしいパワポと素晴らしい話術をトレーニングしたら，裁判官は

ともかく，裁判員はたぶん勝てないと思います。というのは，私たちの思考は肯定思考だからです。私たちは，肯定文の話を信用して話を作っていくという思考の仕方をします。私たちは肯定に慣れており，否定には慣れていません。否定する文章というのは，たとえば，「そうでなくは，なくは，なくは，なくは，ない」と言われると，もうどっちなのかわかりません。ところが，私たちは，「そうである，ある，ある，ある」と言われても，絶対にわかります。そのくらい私たちの思考は肯定です。それで，いったん肯定したものを否定するというのは非常に難しいのです。肯定したものを受け入れて，弁護士が否定しても，裁判員の人たちはたぶんなかなか受け入れにくいと思います。それから，私たちは，記憶の話で言えば，エピソード記憶を好みます。好きというか，得意であります。エピソード記憶はストーリーでできています。検察側が作ったストーリーには話がありますから，きわめて納得しやすいのです。それに対して，弁護側が多少反論しても，それはストーリーになっておりませんから，なかなか受け入れがたい。いったんできたストーリーに異論をはさむというのは，なかなか難しいことです。しかも，それがきれいなパワポで，劇場型パフォーマンスで行われると，弁護側が多少反論しても，裁判員はなかなかそれを全面的に受け入れることはできないと思います。しかも，検察側のパワポの能力は訓練によって次第に上がっていきます。それに対して，弁護士側がパワポを使ってどこまで反論できるか，やはり，力の差があるのではないでしょうか。それと，弁護側はストーリーを作ることができません。これが難しいのです。

さらに，人の思考の“アンカリング効果”が働きます。検察側がいったん作ったアンカーを否定することはきわめて難しいのです。よく言われることですが，「こういう紙があり，これを3回ほど折ると何センチになるか？」「では，100回折ると何センチになるか？」と尋ねられると，3回折れば，「まぁ，このくらいだろう」ということがわかりますが，では100回と言われると，「まぁ，そうだねぇー。東京タワーくらいかな？」と思うでしょう。実は，月を何周かするほどの高さです。アンカリングをすると，そこから離れることができないのです。検察は，このアンカリングを十分にやっているわけです。それに対して，少し裁量を強くしたり弱くしたりすることは可能ですが，それを最初からひっくり返すことは非常に難しいのです。

さて，裁判員制度でのもう1つの問題が，集団心理でよく言われている「同調の心理が働く」ということです。同調の心理とは，心理学をやっている人ならわかりますが，アッシュの同調というのが有名ですが，この種の実験の国際比較の結果，日本人は他の国の人々と同程度の同調行動を示しています。ところが，ミルグラム型やマウスター型といった権威への同調実験をやると，これはもう，てきめんに同調します。権威に対して非常に弱い傾向があるからです。そういうことで，検察から出たものに対して裁判員側が多少反論を加えるくらいは簡単ですが，それをひっくり返すというのは，とてもできないわけです。全員が初めての場面で，何回もそれをやって学習していくということが，難しい。そういう場面で，プロの検察官や裁判官の言うことに全面的に反論するというのは非常に怖いことで，結局，新聞記事にもありましたように，「僕たちは，ここにいる意味があるのか？」とか，あるいは「見えない線が引かれている感じだ」「脱線できない」などの感想が生まれてくるわけです。つまり，裁判には，検察だけではなくて，裁判官がいるわけで，裁判官と裁判員は，はっきり線が引かれていているが，裁判官と裁判員の議論は公開されていない。その点が非常に不満なのです。あそこを公開してもらわないと，私たちは，本当の裁判員制度になったとは思いません。なかで何をやっているのか，わからないわけです。取り調べの可視化，透明化と言うならば，なかなか難しい問題もありますが，あのなかも透明性にしないと，本当の意味の国民参加，国民目線の参加はできないのではないかと思います。そういう意味で，集団がどういう討議をし，どういう結論に導かれやすいか。集団心理の誤りを研究すること，それを応用することが，大事なことになってきます。裁判員の人たちは集団討議場面で，「他の人から嫌われたくない」「偉い人から嫌われたくない」「論争するのは嫌だ」「面倒くさい」「早く帰りたい」といった気持ちは誰でも持っている欲求だと言えます。「反論すると少数派になり，権威や他の裁判員から批判されるのではないか」という心理が働くことになり，それが結論に影響することになりかねない

ことが，対人心理学の視点からは心配なことです。

それから，最近，裁判員をやった人たちに，その後，どういう心理的変化が生じたのかということが新聞記事に出ていました。最後に，その話をしてみたいと思います。私は，裁判員制度の影響というのはこういうところに出てくるのだな，ということを感じています。つまり，検察への反論には，無意識的に裁判員の自己防衛心理が働いてしまうのではないかということです。実際に，そのような結果になっているような気がします。たとえば，性的犯罪などの被疑者を擁護すると，自分の人格を疑われ，立場が危うくなると考える。性犯罪者に対して「自分はそういう人の気持ちがわかるよ」と言うと，「お前はそういうやつか」「お前にも痴漢心があるのか」と言われます。これは困ります。したがって，「自分はそういう人間ではない」「スケベ心はない」と言わなければならない。つまり，「性犯罪者は悪いやつだ」と断罪することによって，自己防衛しているわけです。それを逆に，「弁護をもっと軽くしてあげましょう。みんな，そういう気持ちを持っているんだから」とは言えません。他方，介護殺人などには，同情的判断がなされます。介護の方は，「自分は介護には非常に理解があり，弱者に対して優しいんだ」「自分もそういう経験があるから」ということなると，「あぁ，なんと優しい人なんだ」ということになり，優しい自分を自己呈示できるわけです。そういう自己防衛的な心理が量刑に大きな影響を与えないかと心配しています。

時間ですので，以上のようなコメントで終わらせていただきます。

司会（細江）：齊藤先生，有難うございました。ヒューリスティックスから集団過程に至る心理学的問題を整理していただき，裁判員制度が広く心理学的な課題であることをご指摘いただきました。

3人の話題提供の先生，それに的確なコメントをいただいた2人の指定討論の先生，それぞれ短い時間で内容の濃いお話，有難うございました。若干時間がありますので，会場にいらっしゃる方で，どなたかご質問，ご意見があればお願いします。

■質疑応答

Q1：犯罪捜査上，目撃証人が似顔絵を描く場合がありますが，そういったものが証拠として価値があるのかどうかをお尋ねしたいのですが。

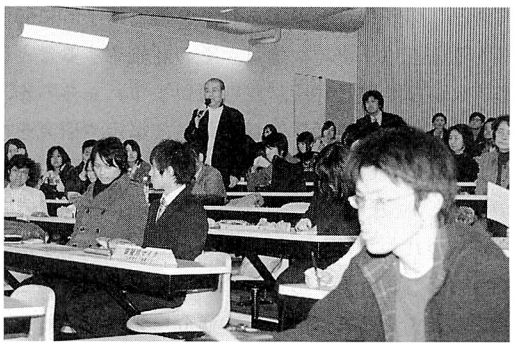

フロアからの質問者

厳島：私の経験では，似顔絵が出ることはなかったのですが，もちろん，現場を図で描いたとすると，「何人連れだった」といったことが描かれていることはありました。ただ，顔はちょっと特殊で，顔について言葉による説明をしておいて，さらに，顔の特徴を絵的に描くということは，たぶんあると思います。伊東先生のお話でもありましたが，言葉で説明してしまうと，本人と似てない顔，たとえば「目が大きい人です」と言うと，それが誇張されて，本人に似ていない顔を選んでしまうということもあります。ただ，現実には，目撃者が描くよりも，警察官の中に絵を描くのがうまい人がいて，そういう人が目撃者から情報を聞き出して，描くことが多いと思います。残念ながら，目撃者が描いた顔の絵というのは，私は見たことがありません。ただ，たとえば，車の絵とかは見たことがあります。ある殺人事件では，その事件の犯人とされる人物の所有する車が走り去るところを目撃して，その車の後ろ姿が「こういう形状でした」と言うことで，それが証拠になりました。それから，伊東先生のコメントとも関係ありますが，あの可視化の問題です。捜査段階でどのように聞かれたのかということ，それが日本の場合はわかりません。今回，民主党の政権になって，マニフェストの中で被疑者の取り調べ段階の全面可視化を言っていますが，本当に全面可視化になるかどうか，部分可視化だと危ないと思っております。それに，被疑者だけではなく，関係する証人の供述や取調べはすべて可視化してほしいと思っています。捜査段階での様々な手続きがわれわれに見えるようになれば，それは，絵として描いたものであれ，

言葉として残したものであれ，あとで科学的に評価できると思います。いまは，その評価をすること自体がなかなか難しい段階だと思います。もちろん，そういう中でも心理学者が頑張って鑑定や研究を推進しているのは事実ですが。また，捜査段階における警察とか検察とかの捜査側がコントロールできる変数―われわれはシステム変数といっていますが―についての研究もさらに進めていく必要があると考えています。これは，日本の研究に欠けているポイントでもあります。

Q2：裁判員制度では，情報を自分で処理し，判断を下していくとなると，3日間とか4日間という時間では，正直ちょっと短いのではないか。自分が実際，裁判員になったとき，3日や4日で判断するのは難しいのではないかと思いますが，どうでしょうか？それだったら，判断しないほうがいいのではないか，また，途中で抜けたいと思う気持ちが出てくるのではないでしょうか？

伊藤（芳）：ある意味，非常に責任感のある発言だと思います。私も先ほど，最後に言いましたように，3～4日というのは短すぎるだろうと思っておりますし，いま判例時報に載っているケースなんかを見ても，裁判官が「これはこういう問題ですよ。こういう論点ですよ」と説明して，わかってもらうだけで，もうほぼ終わってしまうくらいで，そのようなやり取りがされているわけです。そして，裁判員としては何らかの判断，それこそ有罪か無罪か，あるいは有罪にしても量刑をどの程度にするのかを決めなければなりません。そうして，決めたあと，「自分はそれに加担した」という想いをまた背負っていかなければならない。この重圧を考えると，途中で抜けたいと思う気持ちはよくわかります。私も，それほど制度をよく理解しているわけではないのですが，おそらく途中で病気になった人のために予備の裁判員というのがいるし―予備の人が入ったという報道もこの前ありましたが―，「自分はもう判断したくないから抜ける」ということは，一応は，建前としては許されていませんが，できるとすれば，評議のときに「自分はどちらの方にも1票を入れない」ということはありえるのかなと思っています。間違っていたら訂正してください。とにかく，裁判員というのは，真面目に考える人であればあるほど，ものすごく荷が重いと思います。とくに重い犯罪を裁くとなれば，その重圧も大きいと思います。たとえば，これは，私が弁護士になる前に修習した（指導された）裁判長でしたが，その裁判長は，いわゆる裁判官の中ではわりと重罰化傾向が顕著だと揶揄されていた方でしたが，その人があるとき，「私はいままでに1回だけ死刑判決を書いたことがあるが，言い渡しの前の日は本当に眠れなかった」と私に言われたことがありました。重罰化傾向が顕著だといわれている裁判官でさえ，やはり，死刑というのは，合法的に殺人をする行為ですから，その重圧たるや大変なものだと思います。したがって，いま質問された方も，有罪か無罪かというところで本当に関われるのか，という疑問はおっしゃる通りだと思います。

藤田：いま，伊藤先生が指摘された補充裁判員の件ですが，補充裁判員に代わるのは，病気とか，そういう事情が想定されていて，一身上の都合で裁判員を辞めるというのは想定されていないと思います。なぜかというと，そういう人は，選任の段階で一身上について回答しており，そもそも選任されないことが想定されているからです。選任されたあとに，「やはり，私はこの裁判には関われない」というのは，できないのではないでしょうか。ただし，どうしてもできないということになれば，実際は，そういう理由であっても，病気の扱いとして評議を抜けるということは，違法か合法かはわかりませんが，可能かもしれません。また，3～4日は短いという話ですが，必ずそれだけの期間で全部最後まで審理が終了するかというのは，各事案によると思います。たとえば，薬物を自分で使用した事件では，尿検査で証拠も出ているし，自白もしている。家から注射器と覚醒剤も出てきた。そうした事件の場合は，3～4日で十分ではないかと考えられますが，そうではなくて，否認事件で，しかも「やってない」ということで，直接的な証拠もない場合には，確かに3～4日では短いのかもしれません。もちろん，検察官と弁護人と裁判官は，一緒に公判前整理をするので，取調べるべき証拠を絞り込んで裁判は行われるので，短くはなるでしょう。しかし，否認事件で取調べる証拠が多くなった場合，3～4日で理解するのは大変ではないかと思います。それから，いまの問題で聞いていて思ったのは，事件あるいは事実を

理解することに必要な時間と判断に必要な時間とは，別かもしれないということです。複雑な事件は，確かに理解するのに十分時間が必要かもしれませんが，理解したあとの決断に必要な時間というのは，また別である可能性があります。決断に長く時間をかけたからといって，納得できるいい決断ができるかどうかはわかりません。もちろん，伊藤先生がおっしゃったように，死刑についての決断をするというのは，数時間でできるようなものではないでしょう。したがって，それぞれの事件の事情を理解する時間と決断の時間とを少し分けて考えてみると，新しいことが発見できるかもしれません。

Q3：被害者感情が司法手続きにどのような影響を与えるのか，ということについてお聞きします。今回，検察審査会制度が変わりまして，検事が法律の専門家として立件できないと判断したにもかかわらず，検察審査会で，一般市民が「起訴相当」と２度判断すれば，不起訴にならないということになりましたが，検察の段階で法律の専門家として「起訴できない」と判断したにもかかわらず，市民の意見が優先する点がまず１つ目の質問です。そういう意味では，一般市民から選ばれた検察審査会の判断とは異なりますが，一般に被害者感情というのは，必ず起訴してくれるという印象が強く働いています。たとえば，昨日，福知山線の脱線事故に関してJR西日本の歴代社長を起訴できないという判断が新聞に出ていましたが，しかし，被害者の方々の感情がこういう場合クローズアップされます。そうなりますと，その市民の感情とか被害者感情というその心理が司法を動かすのか，それとも，そういう感情を司法はまったく無視して手続きが進むのか，そのあたりのところをおうかがいしたいと思います。

藤田：司法制度改革によって検察審査会に関しても変更があり，起訴相当または不起訴不当の決定を検察審査会が２回した場合，起訴しなければならないことになりました。おっしゃるとおり，検察官は，これまでの実務経験と法律家として十分立証できるかどうかという観点から，不起訴と判断しているわけです。それにもかかわらず，市民から構成される検察審査会によって検察官の判断が覆された場合，検察官という法律家の判断が検察審査会という市民の感情で覆されたことになるのではないか，というご質問かと思います。その場合，確かに市民の感情は重要ですが，その裁判の機能をどう考えるかということが関係してくるのではないかと思います。近代日本の刑事裁判のやり方は，明治時代にフランス型を輸入しました。その後，第二次世界大戦があって，アメリカ型の司法がその上にさらに重ねられてきたというかたちになっていまして，フランス型の方は，警察・検察と，それから，いまは日本にはありませんが，予審判事が十分捜査して，その証拠が間違いないかどうかを検証するのが裁判，つまり公判という考えです。犯罪の嫌疑がかかっても，なかなか裁判にまではいかず，検察官などの判断で，途中で手続きが打ち切られることが多くあります。それに対してアメリカ型では，こういう言い方をしては言い過ぎかと思いますが，捜査で嫌疑がかかった人は，とりあえず起訴されます。起訴された上で，裁判の手続きで争う，というかたちになっています。そして，有罪の答弁によって裁判でも早々に手続きが終了する。実際，ほとんどの事件は有罪の答弁で終結しています。このように見ると，裁判に求めるものがフランス型とアメリカ型ではまったく異なっています。日本の実務は明治以来フランス型でやってきて，第二次世界大戦後にアメリカ型の制度が輸入されたあとも，現実の実務としてはフランスに近い方式でやってきたかと思います。しかし，検察審査会に関する今回の制度改正によって，少しアメリカ的になってきております。裁判で真実を明らかにするという方向に少しシフトしたのかなと思います。検察官が不起訴にする際の判断は，本当に有罪にできるだけの証拠が揃っているかという観点から厳しく吟味され，確信が持てなければ不起訴になるという扱いがされているのが通例だと思います。というのは，証拠が不十分という場合，もし無罪になったら，それは起訴した検察官は，ただではすまないからです。「裁判で無罪になる」ということは，検察官のキャリアにとって決定的なダメージであって，会議にかけられて，「どうして無罪になったのか」ということを上司に追及されることになります。したがいまして，被告人が何らかの刑事手続きに乗せられた，起訴されたというだけで，それがスティグマとなるために，社会生活上大きなダメージを受けるので，それを回避するために「起訴しない」ということもありますし，一方，検察官のキャリア

から考えても，「少し不安だから起訴しない」ということはあり得ると思います。検察審査会が２回，起訴相当または不起訴不当という判断をした場合，検察官ではなくて弁護士が起訴をするという制度になっておりますので，その部分が緩和されて，検察官から見ると，もしかすると無罪の可能性があるという事件が裁判にかかる可能性は，かつてより高くなっています。そうすると，裁判の段階で真実を明らかにする，有罪かどうかを裁判で明らかにしてみよう，と考えるわけです。これまでの司法のあり方と異なり，裁判がそういう場に変わってきつつある。検察審査会の制度の変化は，そのことの反映であると考えることができると思います。

■まとめと閉会宣言

司会（細江）：まだまだご質問があるかと思いますが，時間も超過しているので，このあたりで討論は終わりにしたいと思います。会場の皆様ご協力有難うございました。

本日は日本応用心理学会主催の公開シンポジウムとして，「目撃証言・供述は信用できるか？―裁判員制度と応用心理学―」という時宜にかなったテーマで論議できたことは，大変うれしく思います。私がまとめるまでもなく，皆様が十分論議いただいたものと思っております。

裁判員制度と応用心理学の視点から，心理学がいかに重要で応用可能であるかが十分論議されました。また，私は，裁判員制度の効能は，何よりも普通の人々が裁判に参加することにより，人々の法意識や犯罪者観・被害者観が変化し，成熟することだと思っています。そういう人々の意識や態度の変化もまた心理学の研究課題でもあります。本日，様々な論点が提起されました。こうしたことを踏まえ，研究者においてもなお研究を重ね，いっそうその成果を法曹界，司法界，警察やさらに一般の方々に示し，還元していくことが必要であります。また，本日お集まりの方も含め，心理学がこうした部門に応用されており，とくに重要な役割を果たしていることをいっそうご理解いただければ，司会者としては大変うれしく思っております。

それでは，これでシンポジウムを閉めさせていただきます，改めて３人の話題提供者，２名の指定討論者にお礼を申し上げます。また，会場で熱心に聴いていただいた皆様にも感謝いたします。どうも有難うございました。

総合司会（木村）：長時間にわたり，ご清聴，有難うございました。今回のシンポジウム，いかがでしたでしょうか？　裁判員制度について再考する１つのヒントになれば幸いだと考えております。なお，皆様方にお願いがございます。入口でお受け取りになりましたアンケート用紙へのご記入，よろしくお願いいたします。今後の参考にさせていただきますので，何かお気づきの点がございましたら，ご遠慮なくお書きください。用紙は，出口に箱が置いてありますので，その中に投函ください。それでは，これで，公開シンポジウムを閉会とさせていただきます。本日は有難うございました。

■付　記

今回，初の試みとして，参加者にアンケート調査を実施しましたので，その集計結果の概要をここで報告させていただきます。回答者は 205 名で，うち男性 109 名 (53%)，女性 96 名 (47%) と，ほぼ半々でした。参加者のほとんどが非会員で (94%)，一般の学生・院生でした (88%)。公開シンポジウムの開催を知ったきっかけは，「所属機関での口コミ」が 70%を占めていました。全体の感想としては，「裁判員制度は法律関係の分野だと思っていたが，実は心理学的な問題も多く含まれていることがよくわかった」「目撃証言や供述の信憑性を心理学がどのように検証するのか，その実験的な方法に興味がわいた」などの意見が非常に多く，その意味では，今回の企画主旨である「応用心理学が裁判員制度にどのように貢献できるか」という目的は，ある程度参

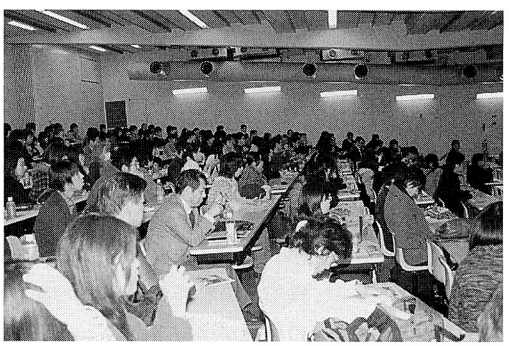

会場の参加者

加者に理解してもらえたと思っております。一方，反省点としては，時間配分のまずさや全体の企画構成の不統一（裁判員制度と目撃証言のどちらにウェートを置くか）が指摘されており，これからの課題といえます。今後，取り上げてほしいテーマとしては，あらゆる領域のものがあげられていたので，この結果を参考に，次回に向けて企画委員会の中でさらに絞り込んでいきたいと考えています。今回のように，できるだけアップ・トゥ・デートな問題で，かつ魅力的なテーマを選定し，多くの方々の参加が得られるような企画にしたいと思っております。会場については，「スタッフの対応が非常に親切だった」「アクセスしやすい会場であった」といった好意的な意見が目立ちました。

今回の公開シンポジウムは，大雨にもかかわらず，約300人の参加者があり，定員が250人の大教室が満員になりました。取り上げたテーマがやはり時宜にかなっていたのと，お願いした話題提供者，指定討論者の先生方に大きなお力があったからだと思っております。そして，大成功の裏には，会場をお貸しくださった駒澤大学の谷口先生はじめスタッフの方々の細かいご配慮と森下理事長，常任理事，企画委員，会員の皆様のご協力があったればこそで，この紙面をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

（文責：田之内厚三）